

京都市犯罪被害者等のニーズに関するアンケート調査  
分析結果報告書

平成 22 年 10 月

社団法人 京都犯罪被害者支援センター

# 目次

1. 調査概要.....	1
1. 1 調査の目的.....	1
1. 2 調査方法.....	1
(1) 調査対象.....	1
(2) 調査方法.....	1
(3) 調査期間.....	1
(4) 集計・分析にあたって.....	1
(5) 調査項目.....	1
2. 調査結果.....	3
2. 1 調査にご協力いただいた方の概要.....	5
2. 1. 1 犯罪に遭われた方(Q1).....	5
2. 1. 2 犯罪に遭われた場所(Q2).....	6
2. 1. 3 性別(Q3).....	7
2. 1. 4 年齢(Q4).....	8
2. 1. 5 職業(Q5).....	10
2. 1. 6 犯罪被害種(Q6).....	11
2. 1. 7 犯罪被害からの経過年数(Q7).....	12
2. 2 犯罪被害者等の相談窓口について.....	13
2. 2. 1 相談した機関について(Q8).....	13
2. 2. 2 実際に支援を受けた機関について(Q9).....	17
2. 2. 3 実際に受けた支援の内容について(Q10).....	18
2. 3 犯罪被害者等の置かれた状況及び必要な支援.....	19
2. 3. 1 直接的な被害の他に困ったこと(Q11).....	19
2. 3. 2 必要とした支援(Q12).....	25
2. 3. 3 必要としたが受けられなかった支援(Q13).....	31
2. 3. 4 京都市が取り組むべき支援(Q14).....	37
2. 4 犯罪被害者及びご家族の声（自由記述）(Q15).....	44
【資料編】.....	46

## 1.調査概要

### 1.1 調査の目的

犯罪被害者やその家族等が抱える問題は、精神的・経済的負担、雇用、保健福祉、教育など多岐にわたるため、関係機関・団体が相互に連携し、幅広い分野での支援を進めていく必要があることから、事件直後から現在に至る各段階において、犯罪被害者等が必要とされている支援や地方公共団体に求められる支援施策等を把握することを目的とし、ニーズ調査を実施した。

### 1.2 調査方法

#### (1) 調査対象

調査対象者は、社団法人 京都犯罪被害者支援センターにおける支援対象者で、アンケートの趣旨を理解し、承諾した者である。

#### (2) 調査方法

アンケート調査の実施方法は、社団法人 京都犯罪被害者支援センターが調査票の郵送による配布及び回収により行い、最終的に48通の調査票を回収した。

#### (3) 調査期間

調査期間は、平成22年8月20日にアンケート発送を開始し、9月10日を回答期限とした。

#### (4) 集計・分析にあたって

単数回答の設問において、回答者割合を示す%値は、少数第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。なお、「n」はその設問の回答該当者数を示している。

#### (5) 調査項目

調査項目には、自由記述を含む15の質問項目から構成されている。各質問項目は以下の通りである。(実際に使用した調査票は資料編に添付する)

#### ●調査にご協力いただいた方の概要

- Q1 犯罪に遭われた方
- Q2 犯罪に遭われた場所
- Q3 性別
- Q4 年齢

- Q 5 職業
- Q 6 被害種
- Q 7 被害に遭われてからの年月

●**犯罪被害者等の相談窓口について**

- Q 8 相談した機関
- Q 9 実際に支援を受けた機関
- Q 10 支援を受けた内容

●**犯罪被害者等の置かれた状況及び必要な支援**

- Q 11 被害の他に困ったこと
- Q 12 必要とした支援
- Q 13 必要としたが受けられなかった支援
- Q 14 京都市が取り組むべき支援

●**犯罪被害者及びご家族の声**

- Q 15 犯罪被害者及びご家族の声（自由記述）

## 2. 調査結果

### 【調査結果の概要】

#### 調査にご協力いただいた方の概要

- ◇ 犯罪に遭われた方について、「ご自身」の回答が 22 人と全体の 45.8%、「ご家族」は 24 人で 50.0%と家族の割合が自身よりもわずかに多い。
- ◇ 犯罪に遭われた場所について、「京都市内」が 56.3%と全体の過半数を占める。
- ◇ 性別について、回答者の中では、「女性」が 31 人で 64.6%、「男性」は 17 人で 35.4%となっている。
- ◇ 犯罪に遭われた方の年齢は、10 代の回答者はなく、30 歳未満 4.2%、40 歳以上 50 歳未満と 60 歳以上がそれぞれ 16 人と 33.3%を占める。
- ◇ 職業については、「無職」が 12 人と全体の 25.0%を占め、次いで、パート・アルバイト・フリーターが 11 人の 22.9%の順である。

#### 犯罪被害種

- ◇ 「殺人・傷害等の暴力による被害」が 43.8%と最も多い。次いで、「強姦・強制わいせつ等の性犯罪による被害」が 29.2%である。

#### 犯罪被害からの経過年数

- ◇ 犯罪被害からの経過年数について、1 年未満が僅か 4.2%と最も少なく、1 年以上 3 年未満が最も多い 39.6%を示し、3 年以上 5 年未満と 5 年以上 7 年未満が共に 20.8%となっている。

#### 犯罪被害者等の相談窓口について

##### 相談した機関について

- ◇ 最も多く相談した機関が「社団法人 京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体」の 79.2%となっており、次いで、「警察の相談窓口」の 72.9%である。

##### 実際に支援を受けた機関について

- ◇ 実際に支援を受けた機関については「社団法人 京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体」の 89.6%、「警察の相談窓口」の 60.4%、「弁護士会又は弁護士」の 54.2%の順になっている。
- ◇ 相談した機関と実際に支援を受けた機関を比較すると、「社団法人 京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体」では、実際に支援を受けた機関の割合が相談した機関より 10%程高い。相談した回答者の全てが同じ機関から支援を受けられたわけではなかったと考えられる。

##### 実際に支援を受けた支援の内容について

- ◇ 実際に受けた支援の内容については、「カウンセリング等精神面でのケア」が 58.3%、「裁判に関する手続きについての弁護士等による支援」が 56.3%、「被害者団体、支援団体等からの支援」と「事件に関する警察からの情報提供」が共に 52.1%と 50%以上を占めている。

## 犯罪被害者等の置かれた状況及び必要な支援

### 直接的な被害のほかに困ったこと

- ◇ 犯罪被害の他に困ったことについては、「精神的被害」が 83.3%と最も高く、次いで、「裁判に伴う精神的・肉体的な負担」の 58.3%、「仕事や就労問題」の 47.9%、「経済的困窮」の 41.7%の順となっており、回答者の 8 割以上が精神的被害を訴えている。

### 必要とした支援

- ◇ 必要とした支援について、「カウンセリング等の精神面でのケア」の 70.8%と「総合的な相談窓口による支援」の 64.6%と 6 割以上を示し、圧倒的に高い。

### 必要としたが受けられなかった支援

- ◇ 必要としたが受けられなかった支援について、「総合的な相談窓口による支援」が 35.4%と最も多く、次いで、「経済的な援助」の 31.3%、「就労・仕事等の雇用支援」の 25.0%の順になっている。

### 京都市が取り組むべき支援

- ◇ 京都市が取り組むべき支援として、「総合的な相談窓口による支援」の 77.1%が最も多く、次いで、「カウンセリング等の精神的な支え」の 68.8%、「支援機関等に関する情報提供」の 66.7%の順となっている。

### 犯罪被害者及びご家族の声

- ◇ 精神的苦痛の回答者の多くが、事件又は事故前後における肉体的（事故等による怪我）、精神的変化（カウンセリングを必要とする PTSD 等）だけでなく、他人からの中傷等の周囲の変化への苦しみを訴えた。また、加害者やその家族に対する怒りや恐怖の回答も多く見られた。
- ◇ 経済的苦痛については、医療費や裁判費用に加えて、裁判の傍聴や警察による事情聴取等で困難となる就労状況が被害者に多大な苦痛を与えている。なお、事件後に転居をしたくても仕事や住宅ローン等の都合で難しい現状もある。
- ◇ 制度的苦痛について、賠償責任の緩さや無料で提供される弁護士等による加害者側を優遇した法律の仕組みに憤りを感じた回答が多い結果となった。また、警察の捜査等に関する不信の声もあった。なお、少年法に対する不満も挙げられた。
- ◇ 犯罪被害者及びご家族が、京都市に求める取り組みについては、京都市に求める取り組みとしては経済的支援だけでなく、弁護士等との話し合いや手続きのための第三者による代行、国だけでなく民間の犯罪被害者支援団体の存在の啓発行動が多く、挙げられた。

## 2. 1 調査にご協力いただいた方の概要

### 2. 1. 1 犯罪に遭われた方(Q1)

犯罪に遭われた方について、「ご自身」の回答が 22 人と全体の 45.8%であるのに対し、「ご家族」は 24 人で 50.0%と家族の割合が自身よりもわずかに多い結果となっている。また、「ご自身とご家族」による回答が全体の 4.2%を占めている。

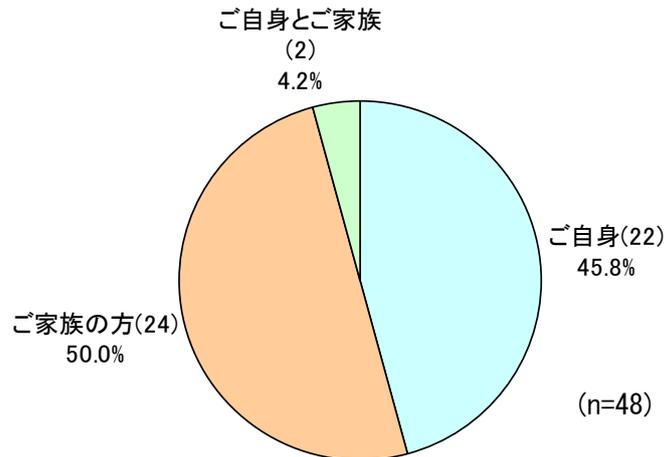


図 2-1-1-1 犯罪に遭われた方

犯罪被害に遭われた方の犯罪被害種別について、自身の中では、「その他」の 40.9%が最も多く、次いで「強姦・強制わいせつ等の性犯罪による被害」の 36.4%の順となっている。犯罪に遭われた方が家族の場合、「殺人・傷害等の暴力による被害」の 62.5%が他の犯罪被害種と比べ、圧倒的に高い。その他の犯罪被害については、恐喝、放火、有印私文書偽造・同行使詐欺、ひったくり、名誉毀損、万引き等の回答があった。

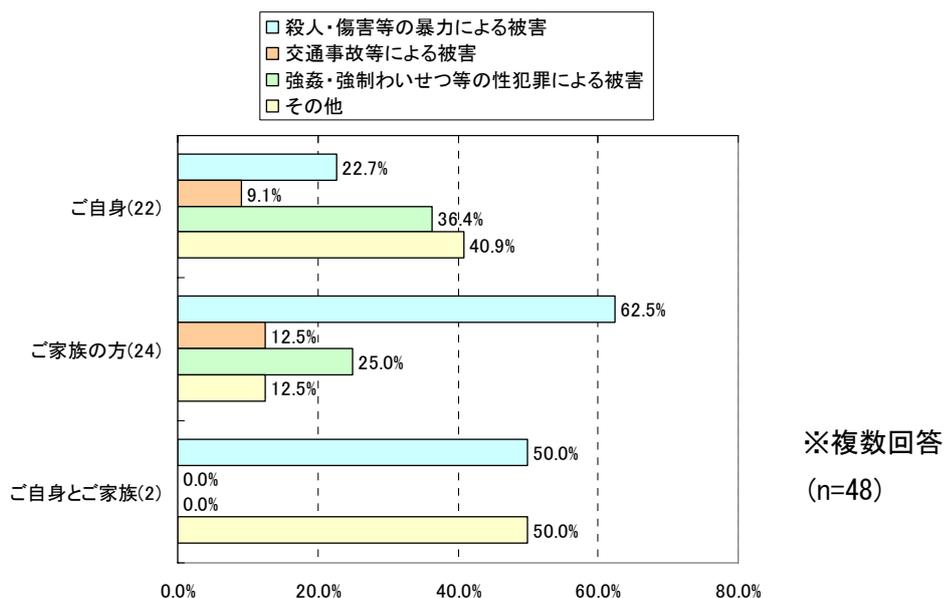


図 2-1-1-2 犯罪に遭われた方による犯罪被害種別

2. 1. 2 犯罪に遭われた場所(Q2)

犯罪に遭われた場所について、「京都市内」が 56.3%と全体の過半数を占め最も高く、次いで、京都府下における犯罪の 31.3%の順となっている。

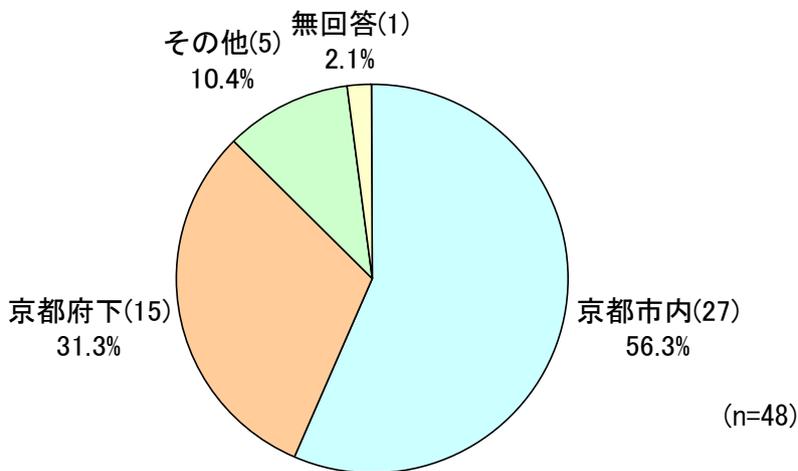
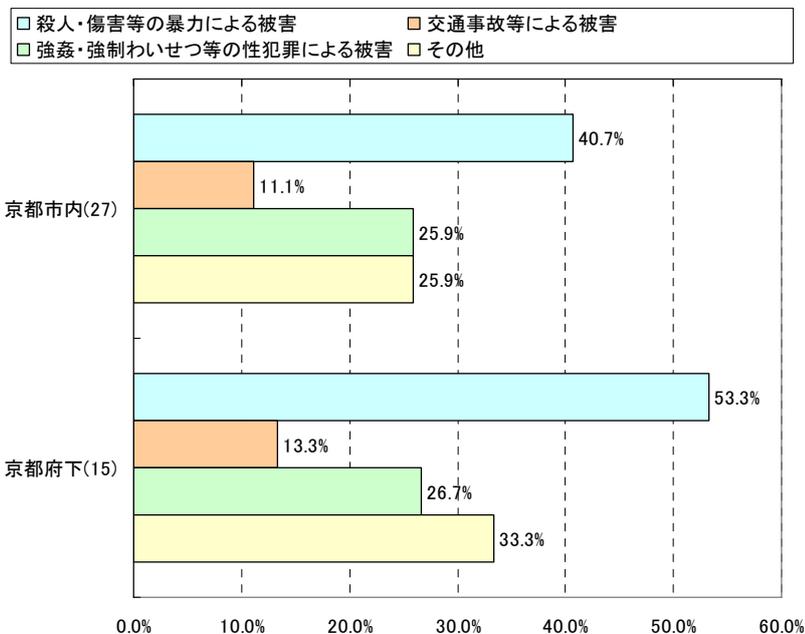


図 2-1-2-1 犯罪に遭われた場所

その他・無回答を除いた犯罪に遭われた場所による犯罪被害種別について、京都市内・京都府下ともに「殺人・傷害等の暴力による被害」が最も多く、京都市内では 40.7%、京都府下では 53.3%となっている。最も少ない犯罪被害種についても京都市内・京都府下ともに「交通事故等による被害」と同じ被害が示されている。



※複数回答

(犯罪に遭われた場所その他・不明を除く n=42)

図 2-1-2-2 犯罪に遭われた場所による犯罪被害種別

### 2. 1. 3 性別(Q3)

性別について、無回答はなく、回答者の中では、「女性」が31人で64.6%、「男性」は17人で35.4%となっている。女性が男性よりも多くなっている。

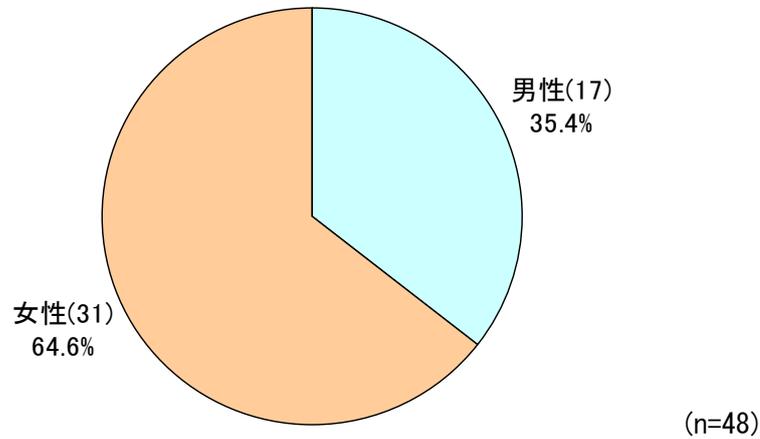
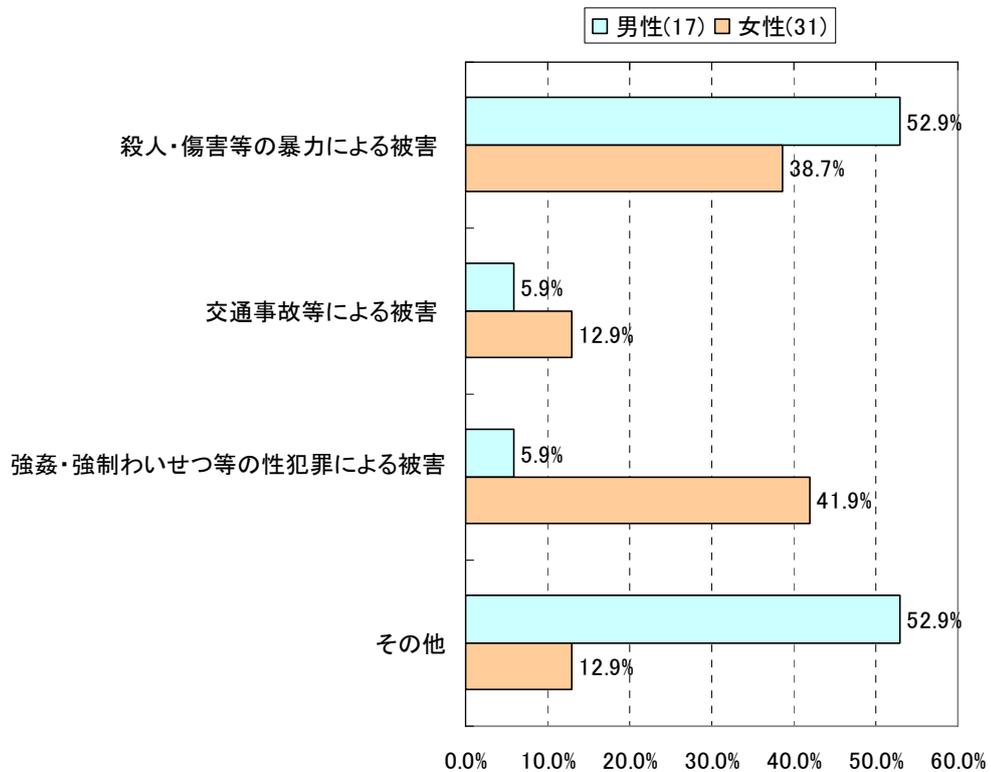


図 2-1-3-1 性別

性別による犯罪被害種について、女性は「強姦・強制わいせつ等の性犯罪による被害」の41.9%が最も多くを示しているのに対し、男性は「殺人・傷害等の暴力による被害」がその他と同じく52.9%と最も多い。

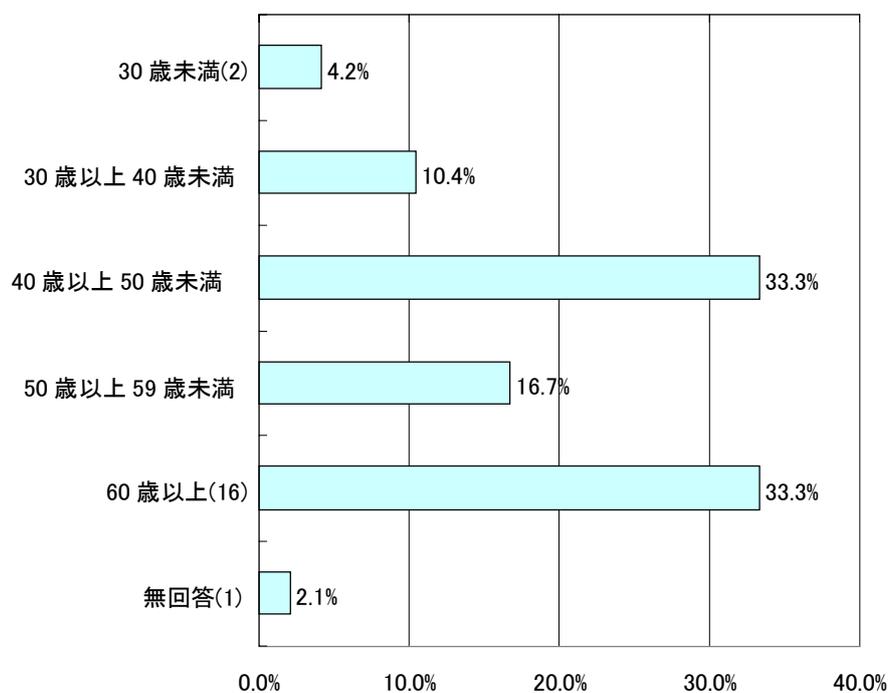


※複数回答  
(n=48)

図 2-1-3-2 性別による犯罪被害種

#### 2. 1. 4 年齢(Q4)

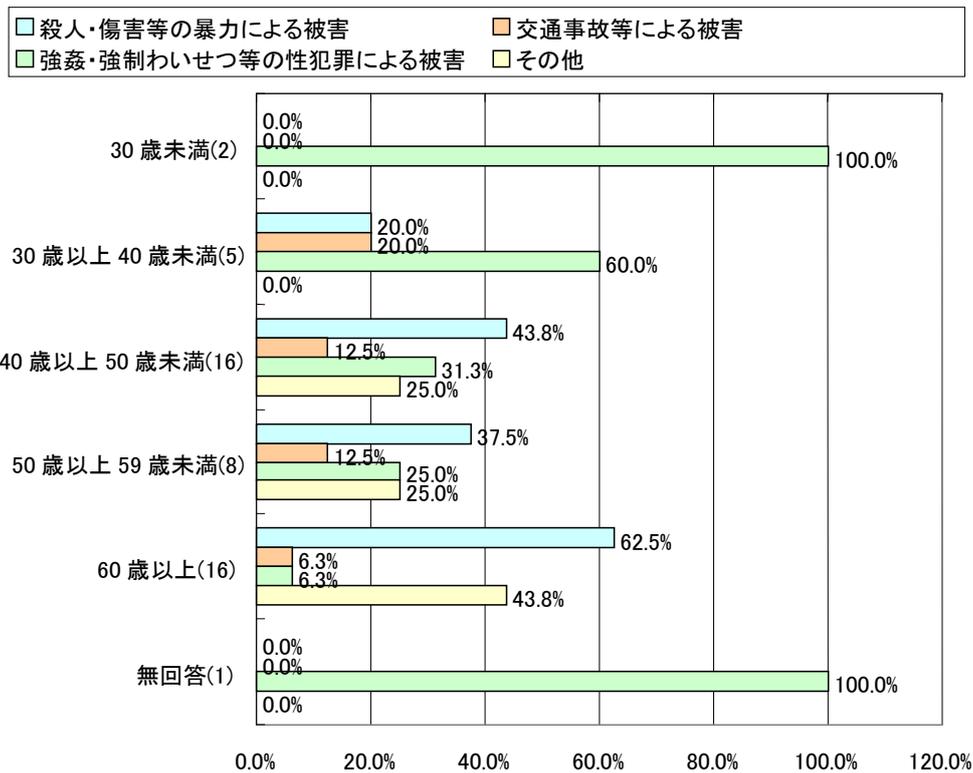
犯罪に遭われた方の年齢について、10代の回答者はなく、30歳未満は僅か2人の4.2%となっている。これに対し、40歳以上50歳未満と60歳以上がそれぞれ16人と33.3%を占めている。40歳未満が少なく、40歳以上の回答者が多い結果となった。



(n=48)

図 2-1-4-1 年齢

年齢による犯罪被害種別について、40歳未満の方が遭われた「強姦・強制わいせつ等の性犯罪による被害」は6割以上を示しているのに対し、60歳以上の方では「殺人・傷害等の暴力による被害」が62.5%と最も多い。40歳以上59歳未満の方においても「殺人・傷害等の暴力による被害」が最も多くなっている。



※複数回答  
(n=48)

図 2-1-4-2 年齢別による被害種

### 2. 1. 5 職業(Q5)

犯罪に遭われた方の職業については、「無職」が12人と全体の25.0%を占め、次いで、パート・アルバイト・フリーターが11人の22.9%の順になっている。

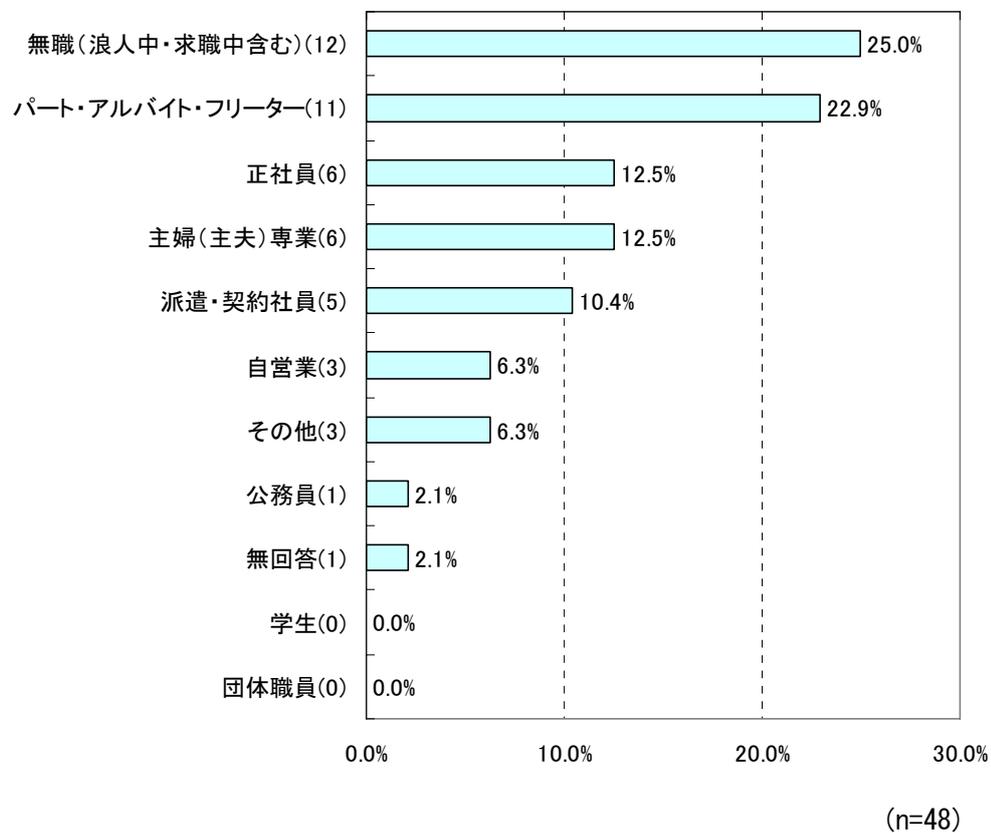
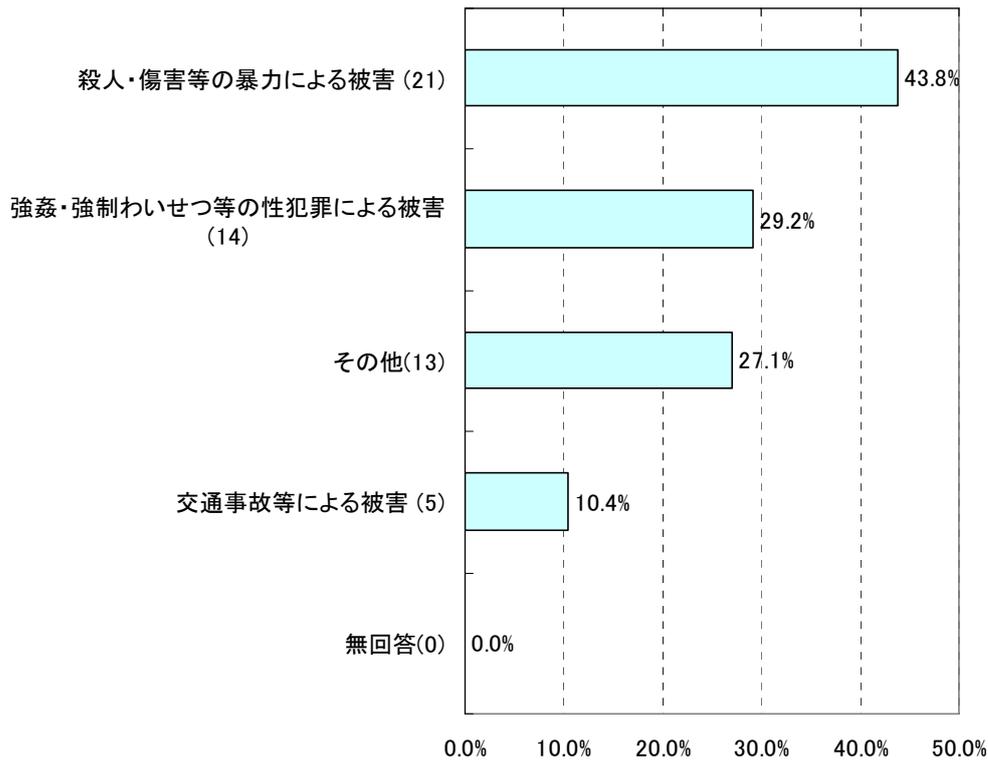


図 2-1-5 職業

### 2. 1. 6 犯罪被害種(Q6)

犯罪被害種については、「殺人・傷害等の暴力による被害」が43.8%と最も多い。次いで、「強姦・強制わいせつ等の性犯罪による被害」が29.2%、「その他」が27.1%、最も少ないのが「交通事故等による被害」の10.4%となっている。「その他」として、恐喝、放火、有印私文書偽造・同行使詐欺、ひったくり、名誉毀損、万引き等があげられる。無回答はない。



※複数回答  
(n=48)

図 2-1-6 本人または家族、本人と家族が遭った被害種

### 2. 1. 7 犯罪被害からの経過年数(Q7)

犯罪被害からの経過年数について、1年未満が僅か4.2%と最も少なく、1年以上3年未満が最も多い39.6%を示し、3年以上5年未満と5年以上7年未満が共に20.8%となっている。無回答はない。

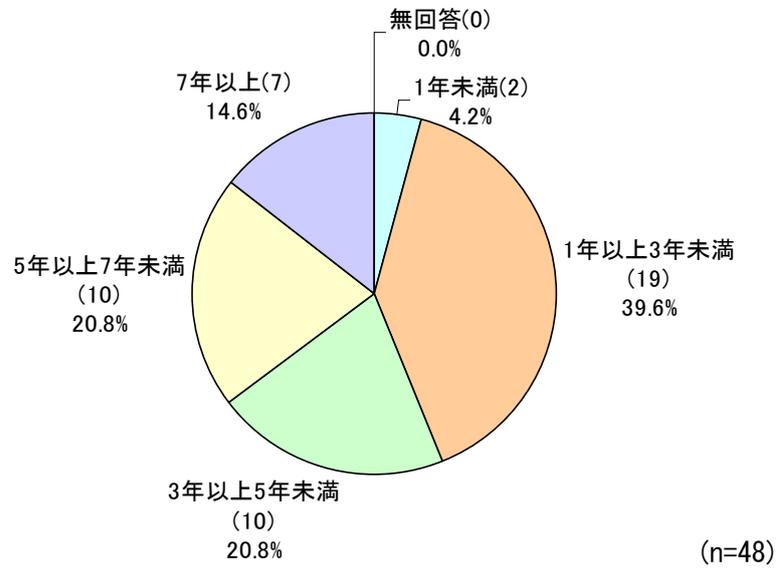


図 2-1-7 被害からの経過年数

## 2.2 犯罪被害者等の相談窓口について

### 2.2.1 相談した機関について(Q8)

犯罪被害に遭われた回答者が最も多く相談した機関が「社団法人 京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体」の79.2%となっており、次いで、「警察の相談窓口」の72.9%、「弁護士会又は弁護士」の56.3%と順になっている。検察庁と行政機関への相談は15%以下と少ない。具体的に挙げられた行政機関としては京都保護観察所、神戸市配偶者暴力支援センター、大阪ドーンセンター、神戸市児童相談所、山科や北区役所等の区役所がある。「その他」の回答としては、大学教授、葵橋ファミリークリニックといった病院の精神科、報道局、熊本の支援センターやウィメンズネットこうべといったNPO 法人が挙げられた。

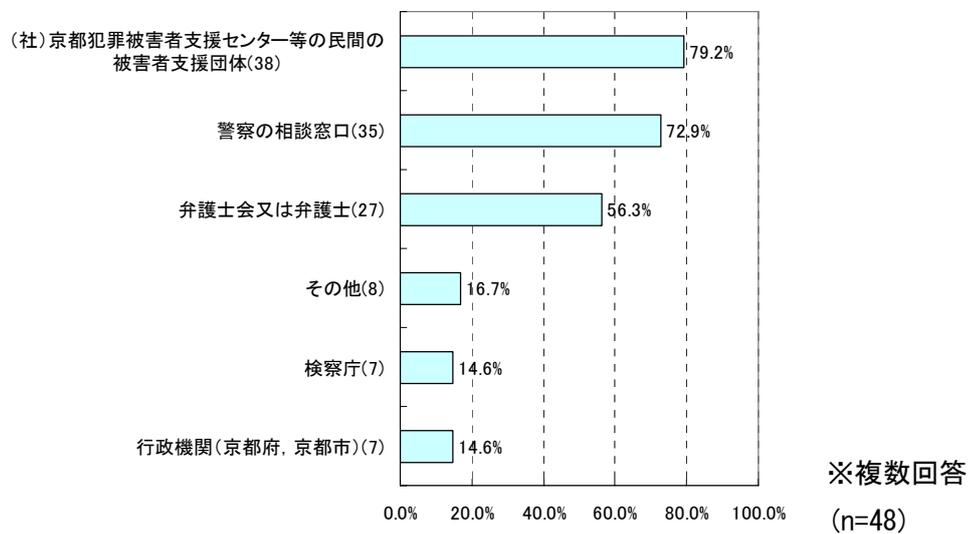
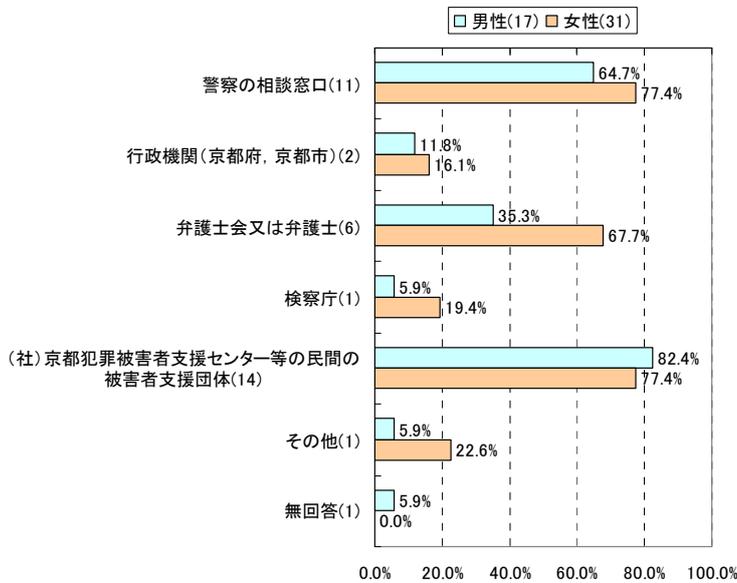


図 2-2-1-1 相談した機関

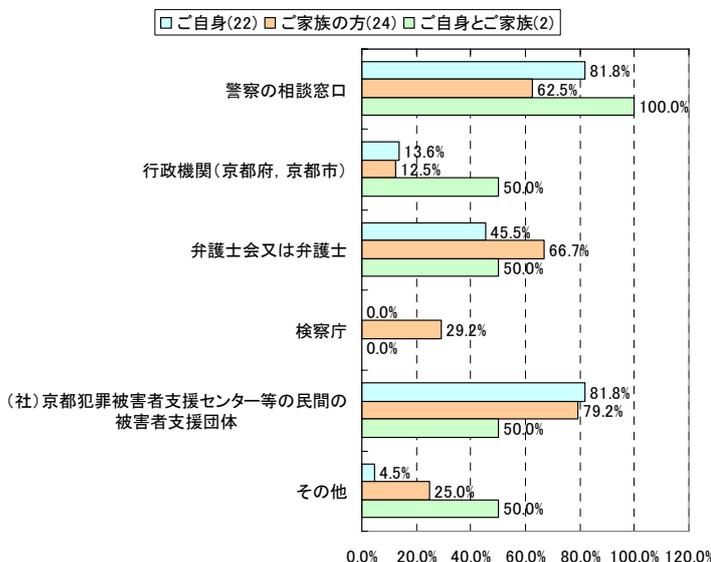
性別による相談した機関について、男性では、「社団法人 京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体」を利用する割合が 82.4%と最も高く、次いで、「警察の相談窓口」の 64.7%となっている。女性は「社団法人 京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体」と「警察の相談窓口」が 77.4%と同じ割合を示しており、次いで、「弁護士会又は弁護士」の 67.7%という順になっている。残りの機関は 40%以下と少ない結果となっている。



※複数回答  
(n=48)

図 2-2-1-2 性別による相談した機関

犯罪被害に遭われた方による相談した機関については、「ご自身とご家族」の回答者が僅か2人と少ないのではっきりとした傾向を見るのが難しい為、「ご自身」と「ご家族の方」を中心に見ていく。その結果、自身が相談する機関としては「警察の相談窓口」と「社団法人 京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体」が共に 81.8%と最も高く、他は半数以下に止まっている。一方、家族が相談した機関としては同じく「社団法人 京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体」が 79.2%と最も高いが、次いで、「弁護士会又は弁護士」の 66.7%、「警察の相談窓口」の 62.5%の順になっている。



※複数回答  
(n=48)

図 2-2-1-3 犯罪に遭われた方による相談した機関

年齢別に見た相談した機関について、どの年齢も「社団法人 京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体」を8割前後の割合で利用しているのに対し、「行政機関」や「検察庁」はどの年齢においても25%以下と相談した割合が少ない。「警察の相談窓口」や「弁護士会又は弁護士」では30歳以上から50歳未満の回答者が7割以上と多くを占めている。

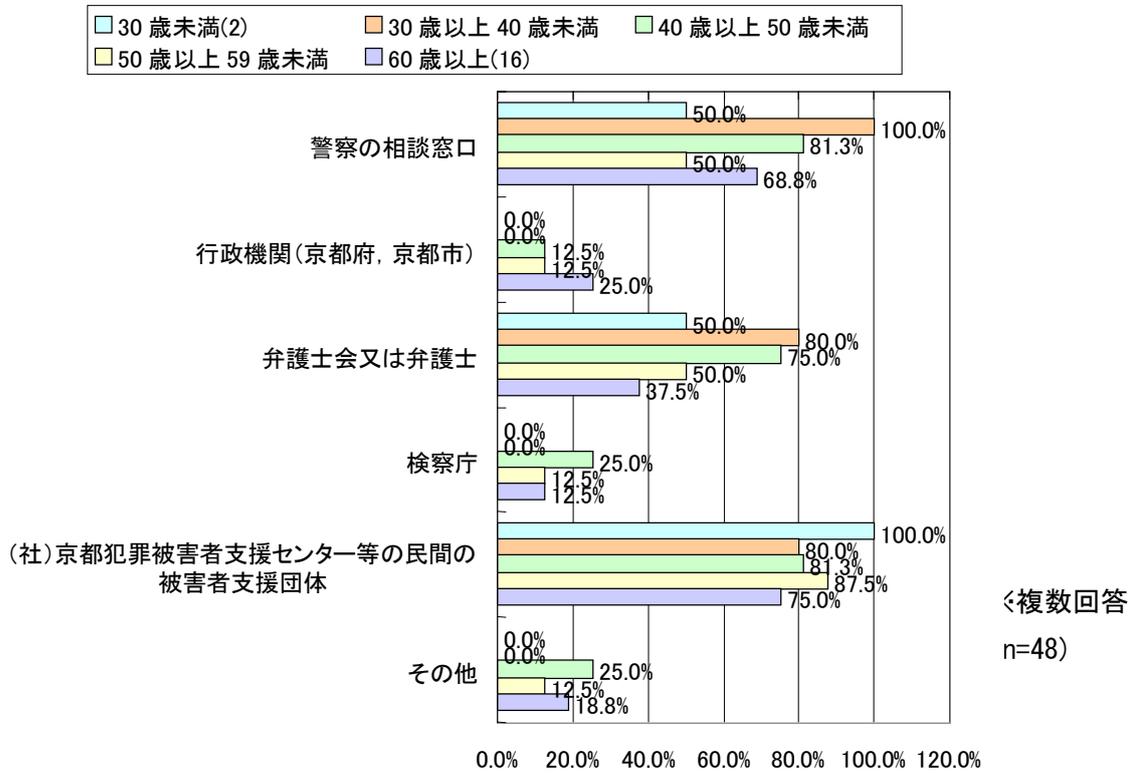


図 2-2-1-4 年齢による相談した機関

犯罪被害からの経過年数別による犯罪被害種について、7年以上の回答者は他の経過年数の回答者と比べて、「警察の相談窓口」や「弁護士会又は弁護士」、「行政機関」における割合が50%以下と少ない。5年以上7年未満についても、回答者数の少ない1年未満を除いた5年未満と比較して、「警察の相談窓口」や「社団法人 京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体」の割合が少なくなっており、被害からの経過年数が経つにつれて警察や行政機関への相談は少なくなっていることが分かる。

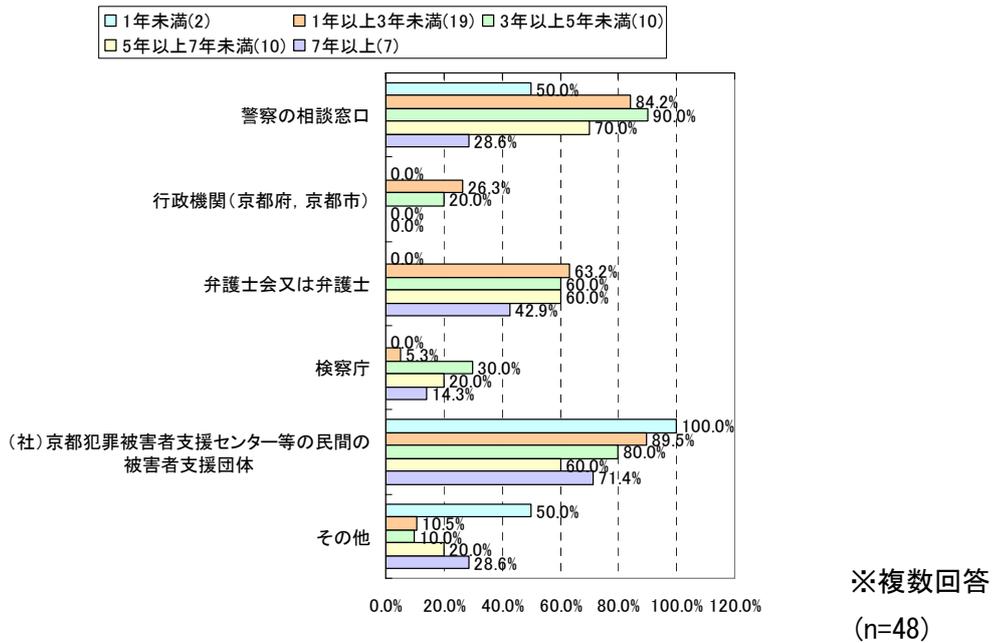


図 2-2-1-5 事件後の経過年数による相談した機関

被害種による相談した機関については顕著な違いは見られなかった。

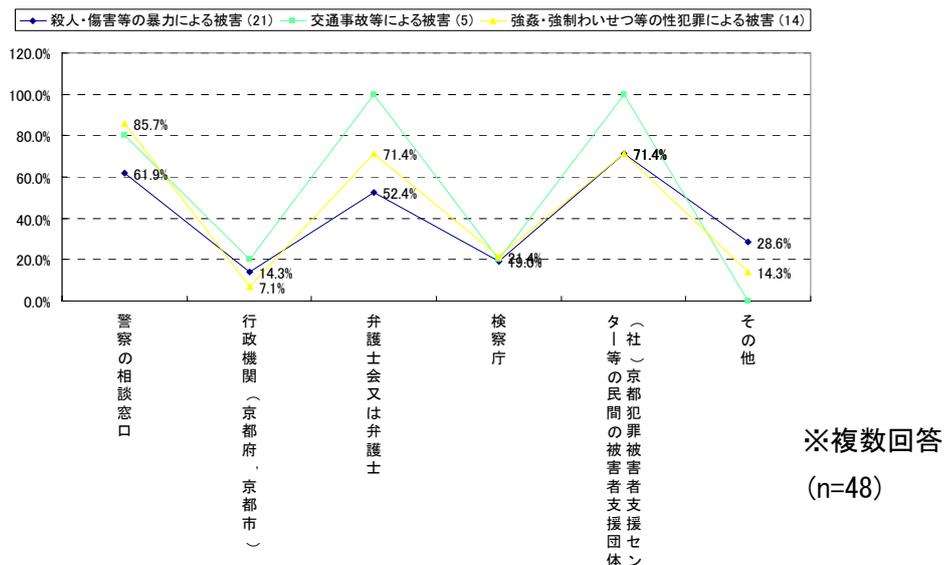


図 2-2-1-6 被害種による相談した機関

## 2. 2. 2 実際に支援を受けた機関について(Q9)

実際に支援を受けた機関については「社団法人 京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体」の 89.6%、「警察の相談窓口」の 60.4%、「弁護士会又は弁護士」の 54.2%の順になっている。「行政機関」が 10.4%と最も低い。

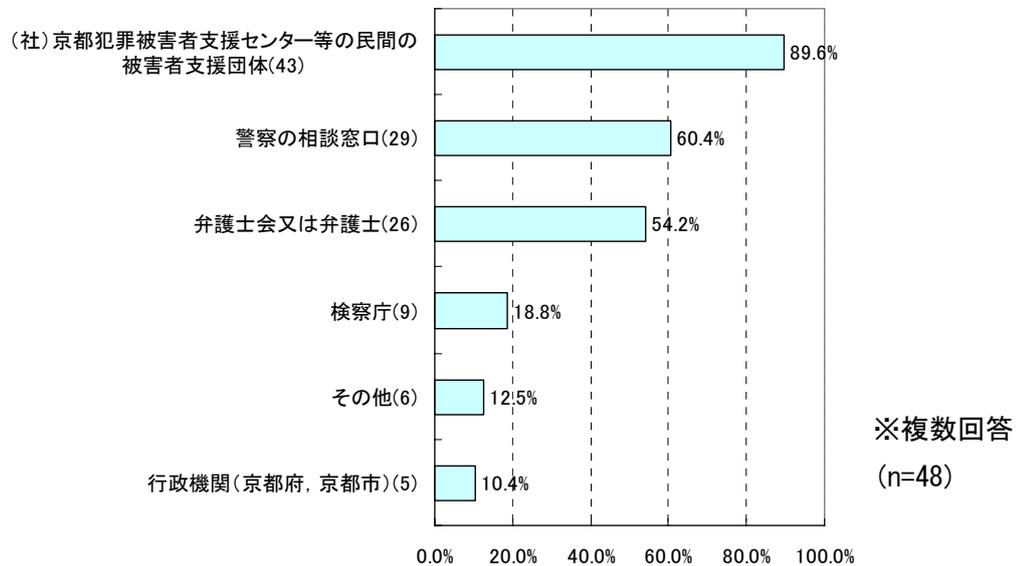


図 2-2-2-1 実際に支援を受けた機関

相談した機関と実際に支援を受けた機関を比較すると、「社団法人 京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体」が最も高く、実際に支援を受けた機関の割合が相談した機関より 10%程高いのに対し、次に利用の多い「警察の相談窓口」では相談した機関としての割合が 72.9%に対して実際に支援を受けた機関では 60.4%と 10%以上低い結果となっている。「弁護士会又は弁護士」や「その他」、「行政機関」においても相談した機関に比べ、実際に支援を受けた機関の割合が僅かに低くなっている。これは相談した回答者の全てが同じ機関から支援を受けられたわけではなかったと考えられる。

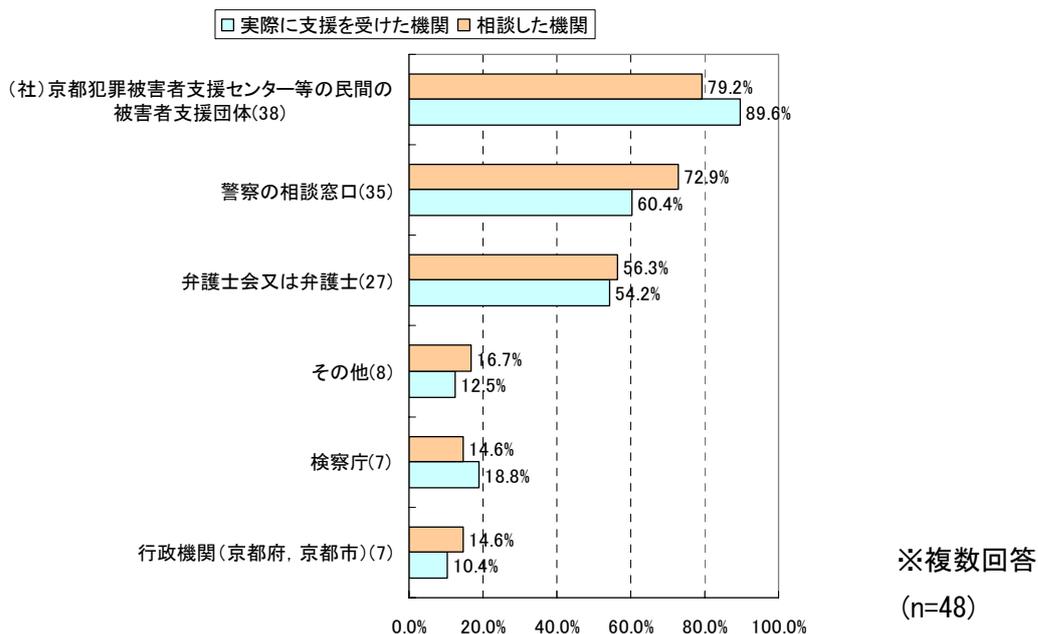


図 2-2-2-2 相談した機関と実際に支援を受けた機関の違い

### 2. 2. 3 実際に受けた支援の内容について(Q10)

実際に受けた支援の内容については、「カウンセリング等精神面でのケア」が58.3%、「裁判に関する手続きについての弁護士等による支援」が56.3%、「被害者団体、支援団体等からの支援」と「事件に関する警察からの情報提供」が共に52.1%と50%以上を占めている。一方、「身の回りの世話など周囲の人からの支援」や「行政からの経済的な支援」、「報道関係者への対応やそのアドバイス」が20%以下と実際に受けた支援における割合が低い。

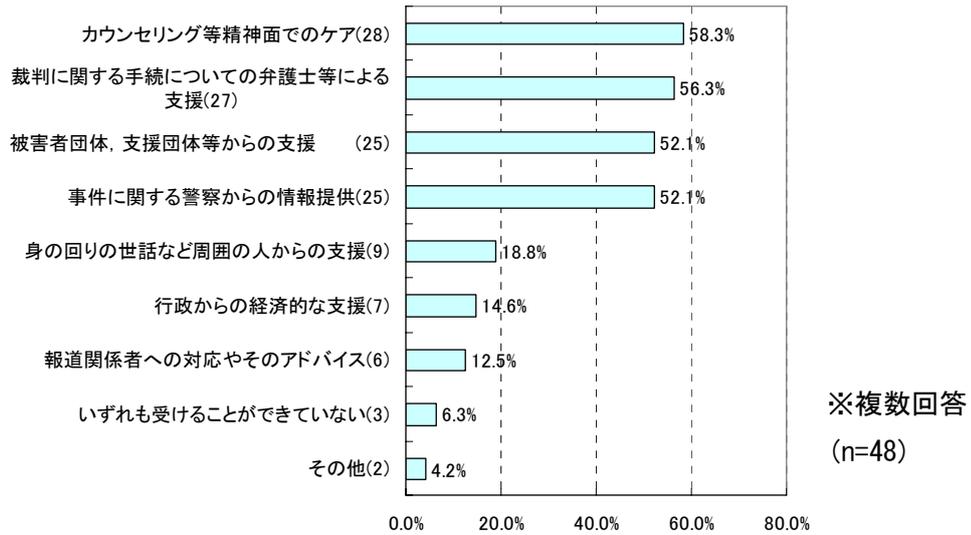
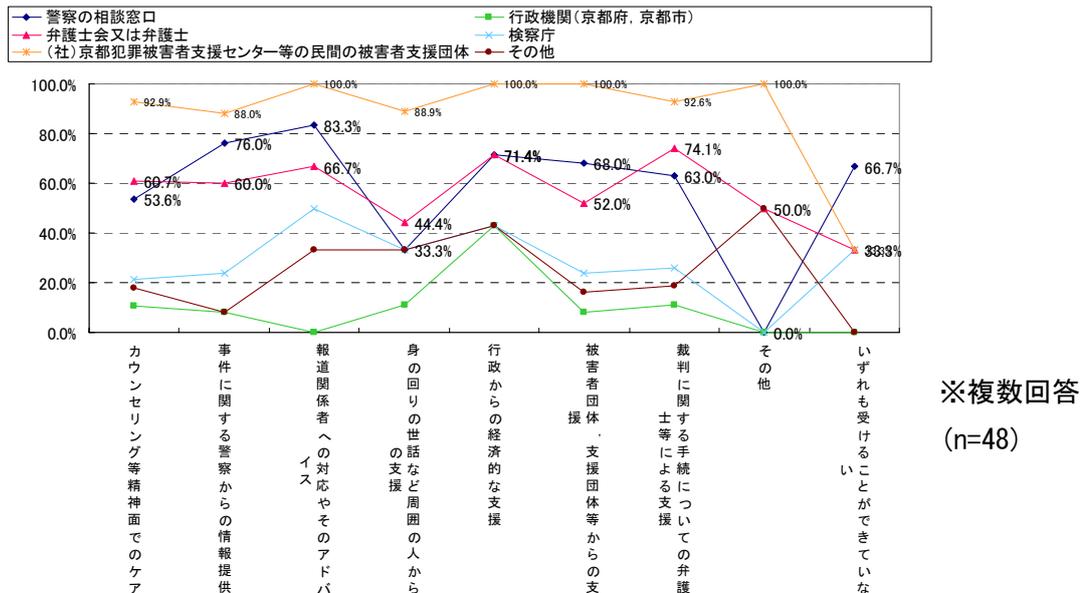


図 2-2-3-1 実際に受けた支援の内容

支援の内容と支援機関については、「社団法人京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体」では、各支援内容とも偏り無く対応している。「警察の相談窓口」では「カウンセリング等精神面でのケア」が半数程度しかなく、その他の団体等での対応が必要であると想定される。



注)複数回答のため、一人が複数の支援機関と支援内容を選択しているため、どの機関がどの支援を行っているのかは必ずしも一致しない場合がある

図 2-2-3-2 支援を受けた機関による受けた支援の内容

## 2. 3 犯罪被害者等の置かれた状況及び必要な支援

### 2. 3. 1 直接的な被害の他に困ったこと(Q11)

犯罪被害の他に困ったことについては、「精神的被害」が 83.3%と最も高く、次いで、「裁判に伴う精神的・肉体的な負担」の 58.3%、「仕事や就労問題」の 47.9%、「経済的困窮」の 41.7%の順となっており、回答者の 8 割以上が精神的被害を訴えている。

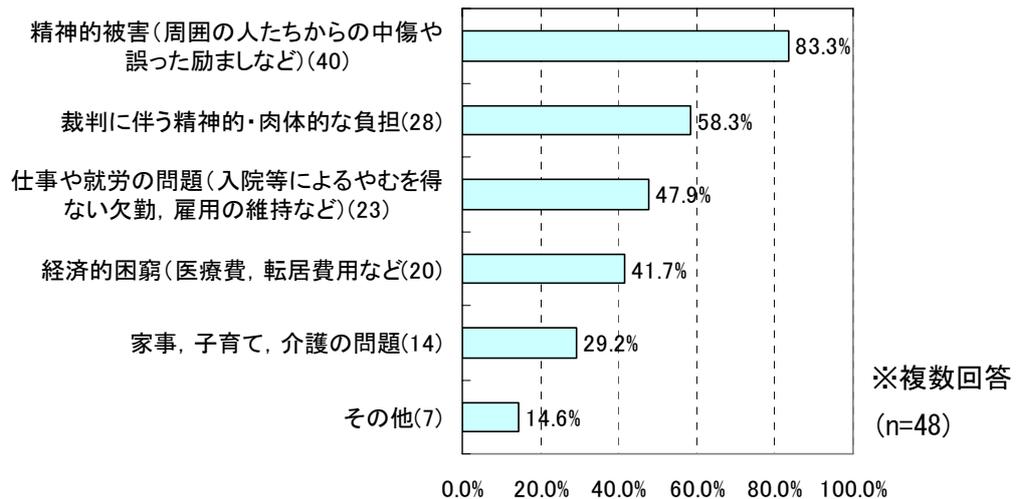


図 2-3-1-1 直接的な被害の他に困ったこと

犯罪被害に遭われた方による被害の他に困ったことについて、ここでは「ご自身とご家族」の回答者は僅か 2 人と少ないため、「ご自身」と「ご家族」を中心に見ていく。全体的に「精神的被害」を訴える割合が 7 割以上と最も高いが、「ご自身」と答えた回答者の中では、次いで、「仕事や就労の問題」の 54.5%となっているのに対し、「ご家族の方」の場合は、「裁判に伴う精神的・肉体的な負担」が「精神的被害」と同じ 70.8%と高くなっている。

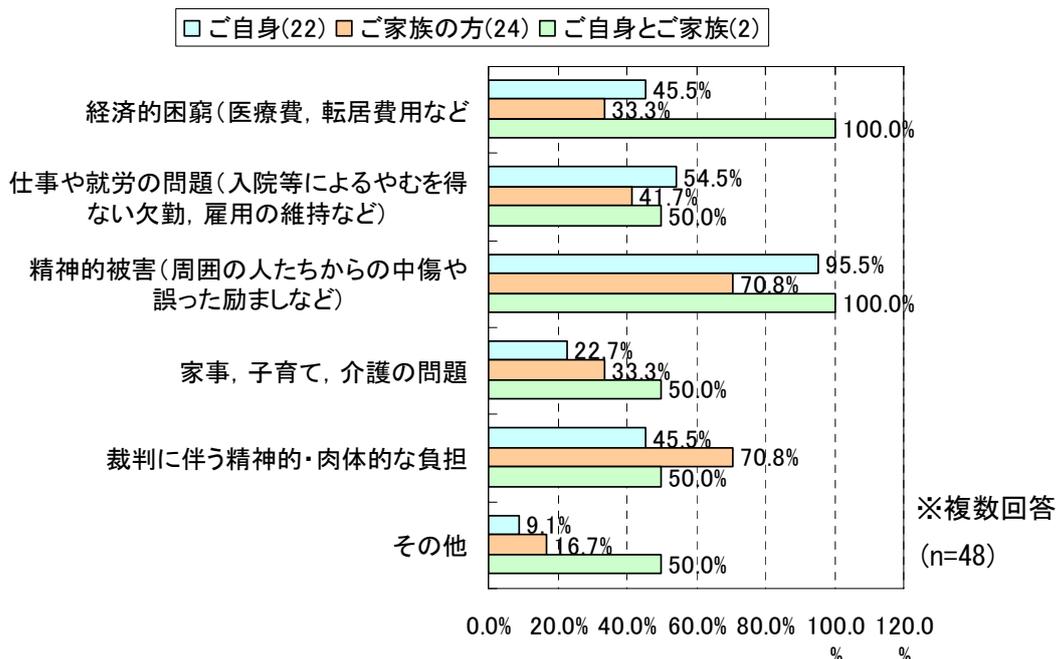


図 2-3-1-2 被害者との関係による被害の他に困ったこと

性別ごとに被害の他に困ったことを見ると、男女共に 8 割以上と最も高い「精神的被害」に次いで、「裁判に伴う精神的・肉体的な負担」が挙げられる。女性の特徴としては「家事、子育て、介護の問題」の割合が高いことが挙げられる。

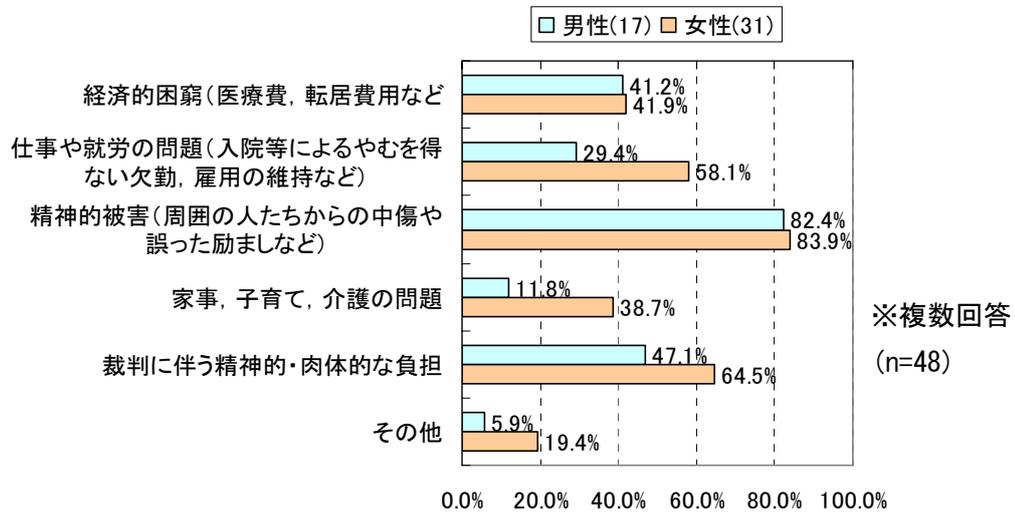


図 2-3-1-3 性別による被害の他に困ったこと

年齢別に見た被害の他に困ったことについては、どの年齢の回答者も「精神的被害」と「裁判に伴う精神的・肉体的な負担」が 6 割以上と多くを占め、この二つに加えて、59 歳未満の回答者は「経済的困窮」や「仕事や就労の問題」を挙げているが、60 歳以上においてはこの二つの割合が 2 割以下と低い結果となっている。「家事、子育て、介護の問題」においても年齢が上がるにつれて、低くなる傾向がある。30 歳未満の回答者は僅か 2 人と少ないため、除いて考慮する。

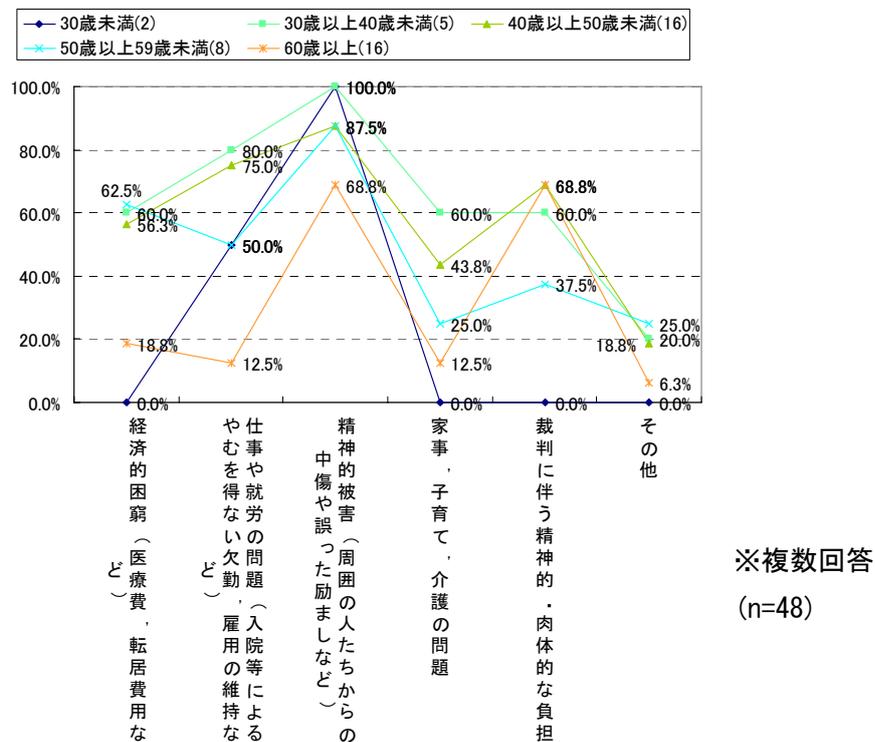


図 2-3-1-4 年齢による被害の他に困ったこと

犯罪被害種別に被害の他に困ったことを見ていくと、殺人等で、「精神的被害」が非常に多くなっている。

ただし、交通事故等による被害に遭われた回答者は、他の被害種が「精神的被害」と「裁判に伴う精神的・肉体的な負担」の割合が高いという傾向を示しているのに対し、特に目立った特徴もなく、全体的に割合が低くなっている。

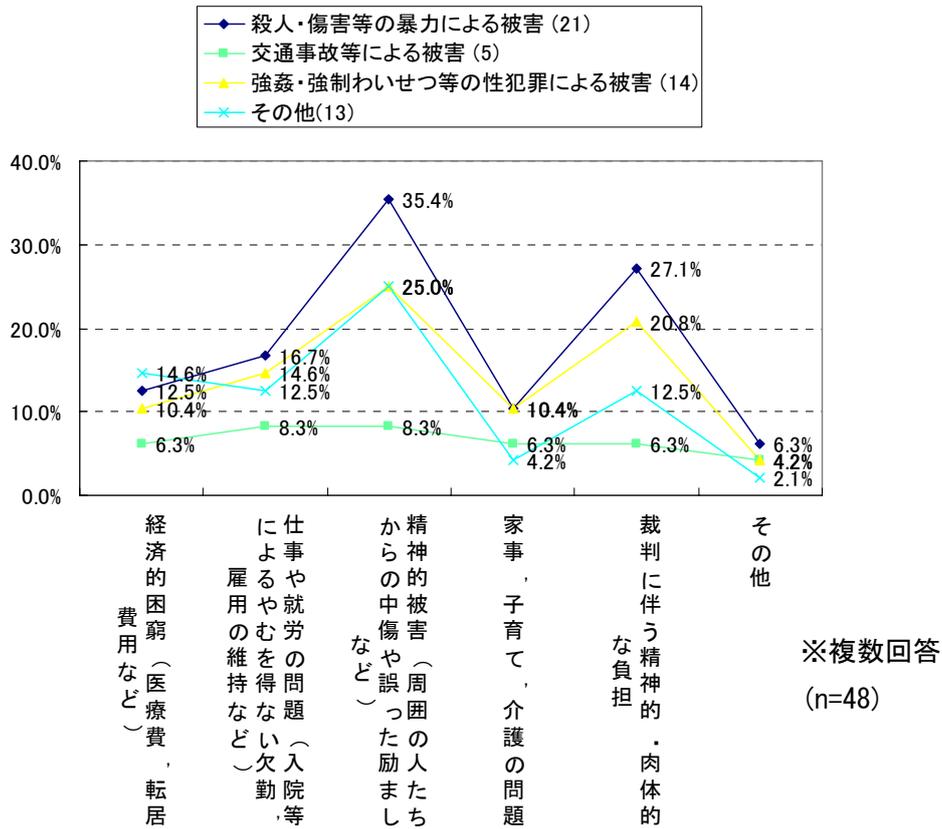


図 2-3-1-5 被害種による被害の他に困ったこと

犯罪被害からの経過年数と被害の他に困ったことについて、全体的に「精神的被害」が7割以上と高い割合を示している。この「精神的苦痛」に加えて、1年以上3年未満の回答者が「経済的困窮」を挙げているのに対し、被害から3年以上経過した回答者は3割以下となっており、3年以上経つと、経済的困窮が和らぐ傾向にあることを示している。

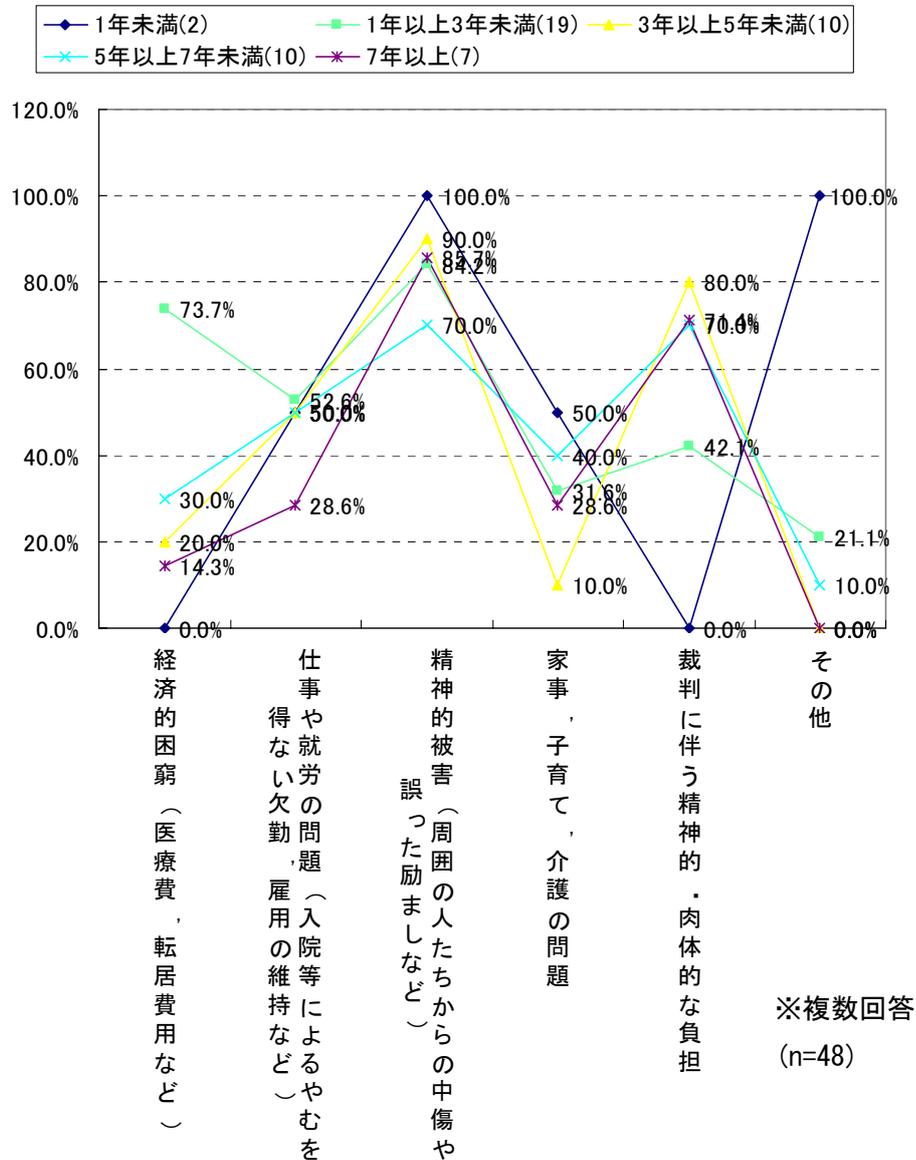


図 2-3-1-6 被害からの経過年数による被害の他に困ったこと

相談した機関による被害の他に困ったことについては、「社団法人 京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体」に相談した回答者による「精神的被害」の72.9%が最も高くなっている。

精神的被害があることで、「社団法人 京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体」に相談している可能性がある。

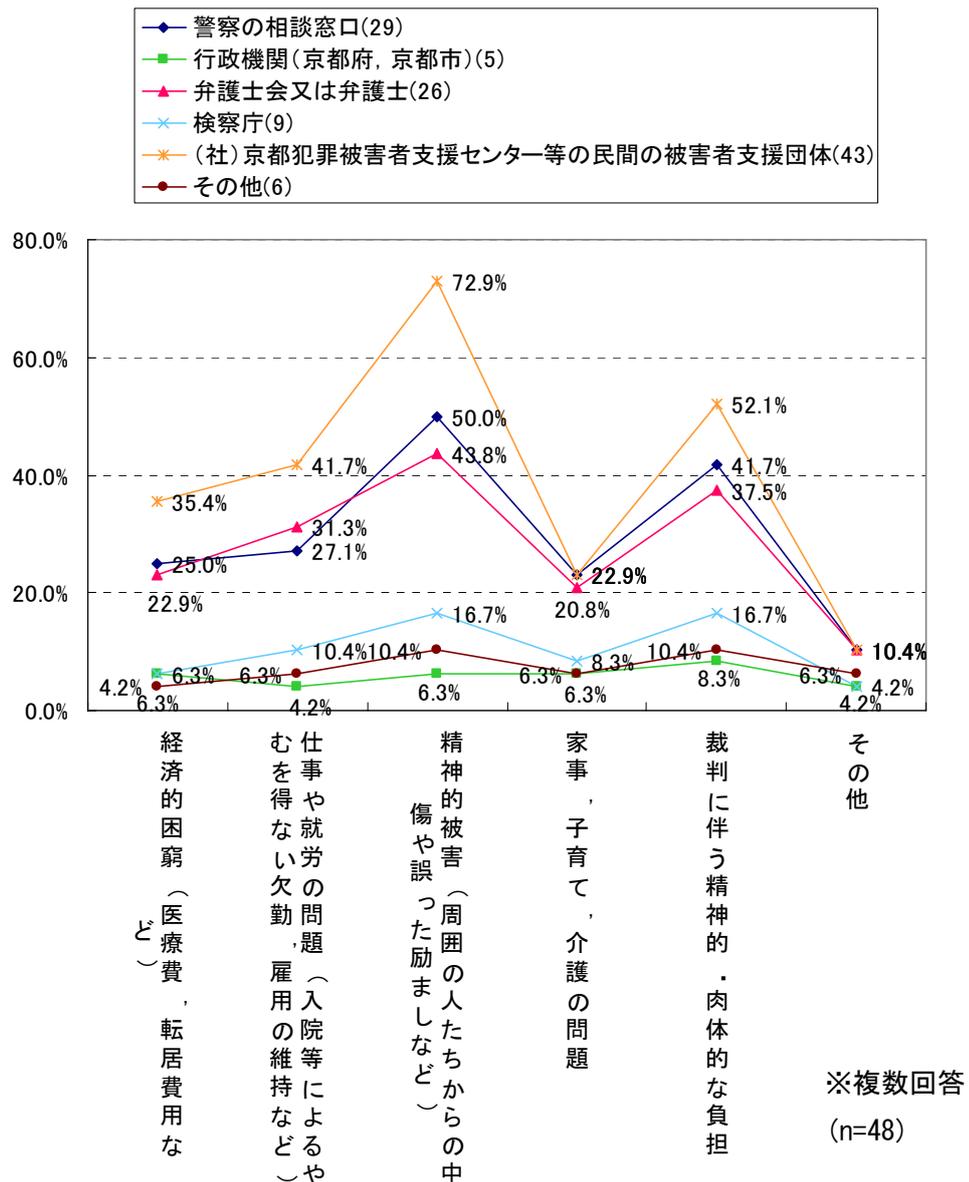


図 2-3-1-7 相談した機関による被害の他に困ったこと

受けた支援の内容による被害の他に困ったことについては、全体的に「カウンセリング等の精神面でのケア」と「裁判に関する手続きについての弁護士等による支援」が高い傾向があるが、「精神的被害」を挙げた回答者の割合が最も高い。

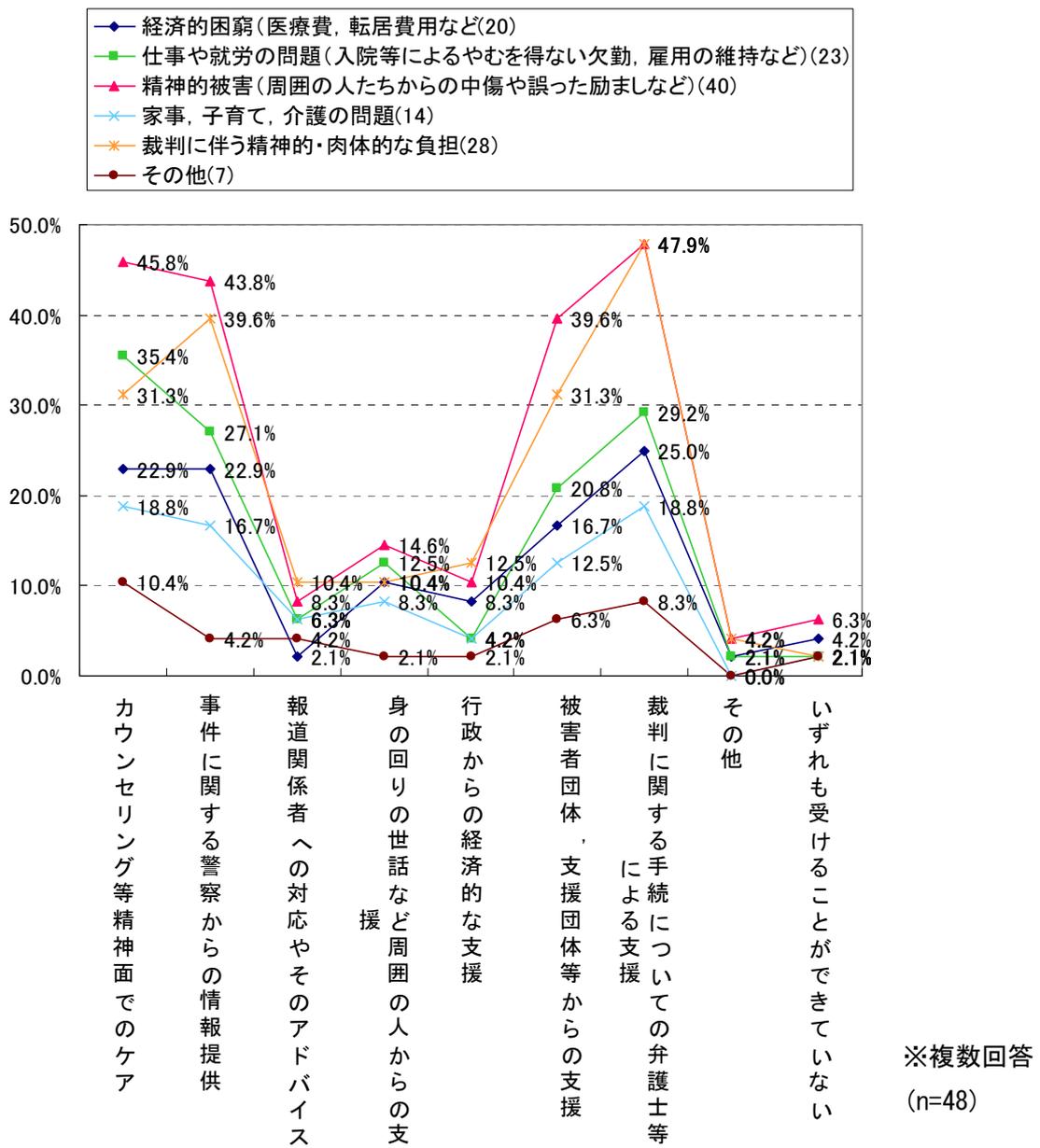


図 2-3-1-8 受けた支援の内容による被害の他に困ったこと

### 2. 3. 2 必要とした支援(Q12)

必要とした支援について、「カウンセリング等の精神面でのケア」の70.8%と「総合的な相談窓口による支援」の64.6%と6割以上を示し、圧倒的に高い。

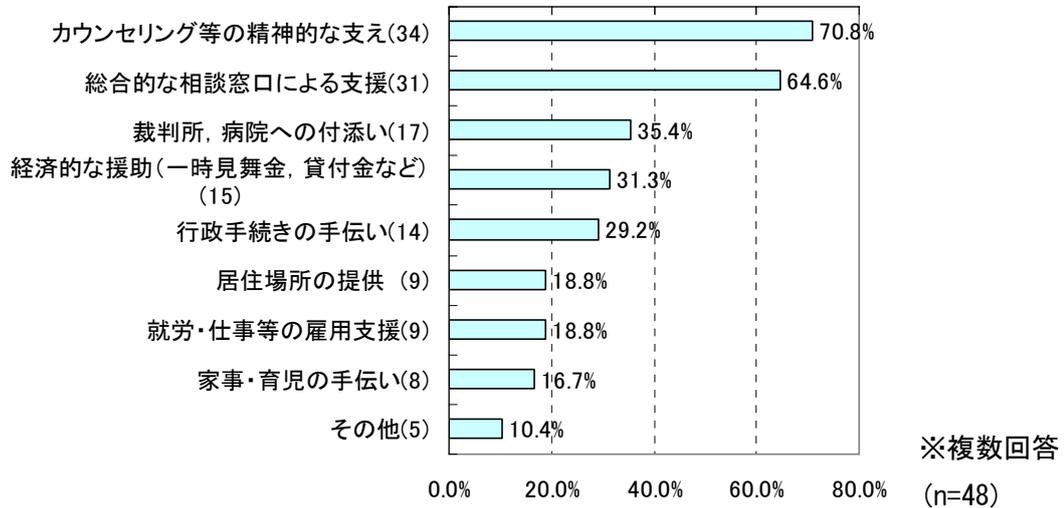


図 2-3-2-1 必要とした支援

犯罪被害に遭われた方が「ご自身」の場合、「カウンセリング等の精神面でのケア」が70・8%と最も必要とする傾向があるのに対し、「ご家族の方」の回答者は、「総合的な相談窓口による支援」の75%が最も高く、必要としていることが分かる。

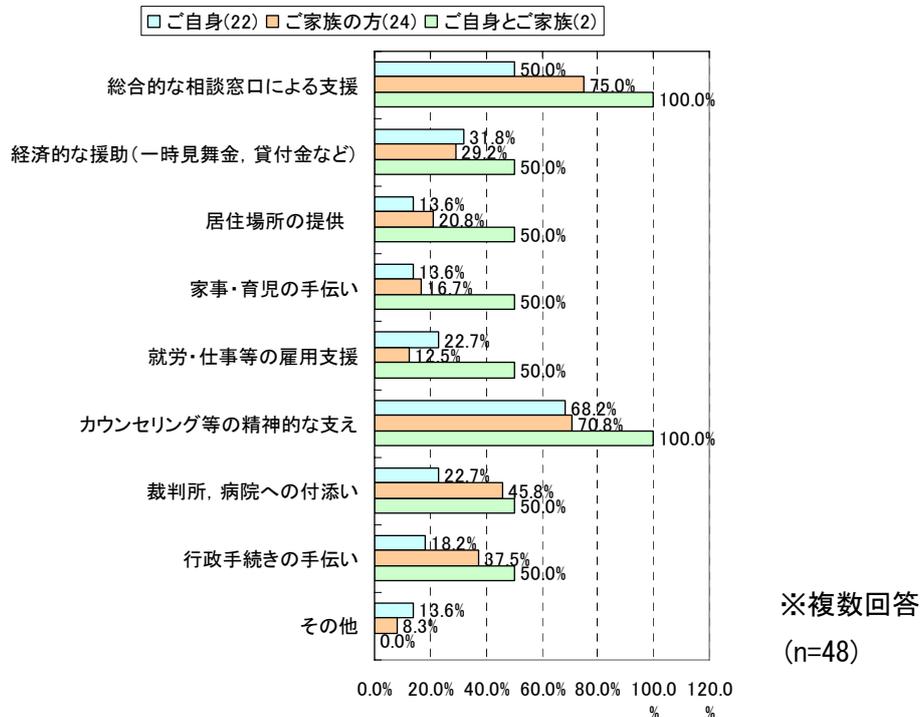


図 2-3-2-2 被害者との関係による必要とした支援

性別による必要とした支援については、男性では「総合的な相談窓口による支援」が70.6%と最も高いのに対し、女性では「カウンセリング等の精神面でのケア」が77.4%と最も高い。

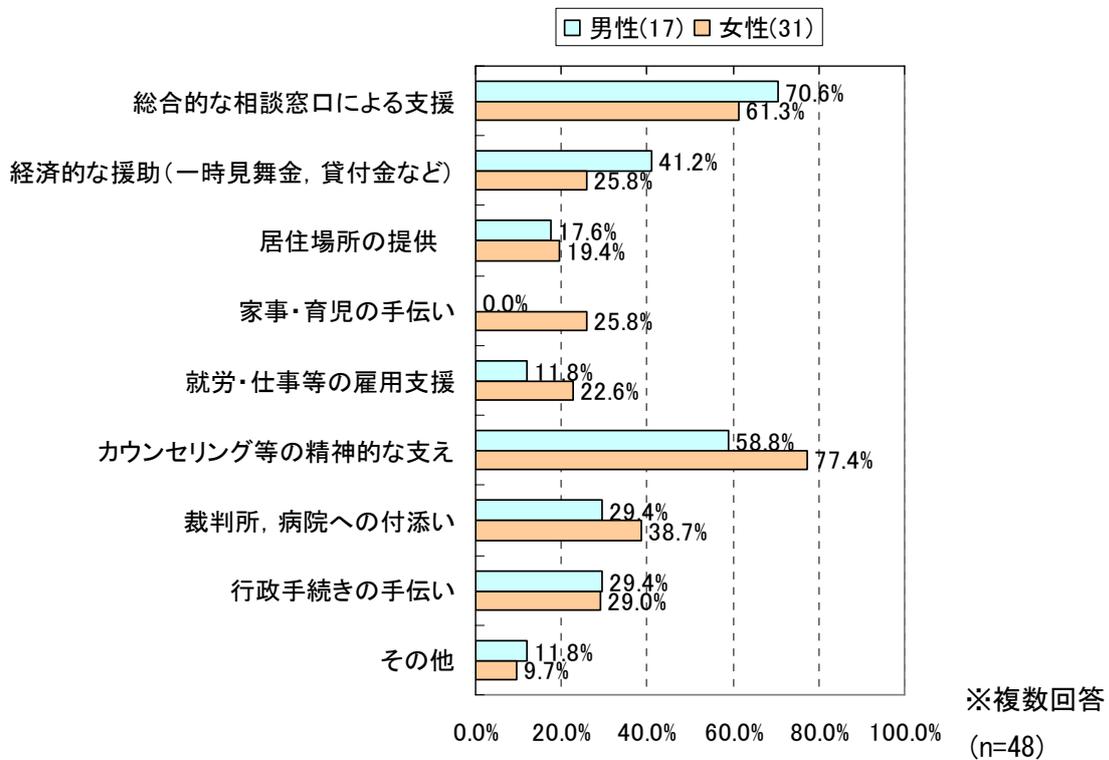


図 2-3-2-3 性別による必要とした支援

年齢別に見た必要とした支援については、全体的に「カウンセリング等の精神面でのケア」が約7割以上と最も高い。60歳以上の回答者に関しては、「総合的な相談窓口」の75%が最も高く、「経済的な援助」や「居住場所の提供」、「家事・育児の手伝い」、「就労・仕事等の雇用支援」は低い傾向にあるのに対し、40歳未満の回答者に関しては、「経済的な援助」と「家事・育児の手伝い」が6割を占め、高い傾向にある。年齢が低い回答者がより経済的な援助を求めていると思われる。

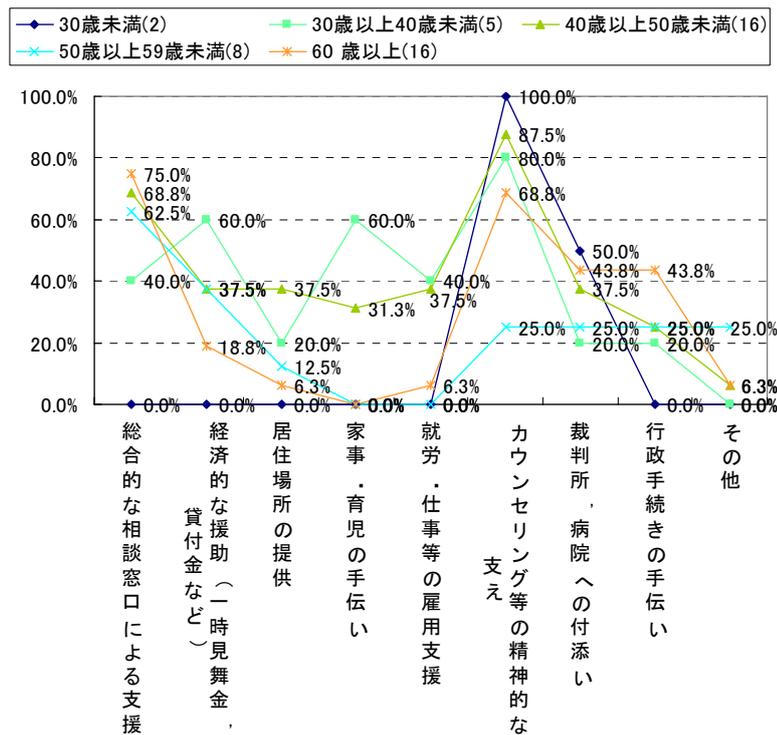


図 2-3-2-4 年齢による必要とした支援

犯罪被害種別に見た必要とした支援については、交通事故等による被害を除いて、全体的に「総合的な相談窓口」と「カウンセリング等の精神面でのケア」の割合が高い。

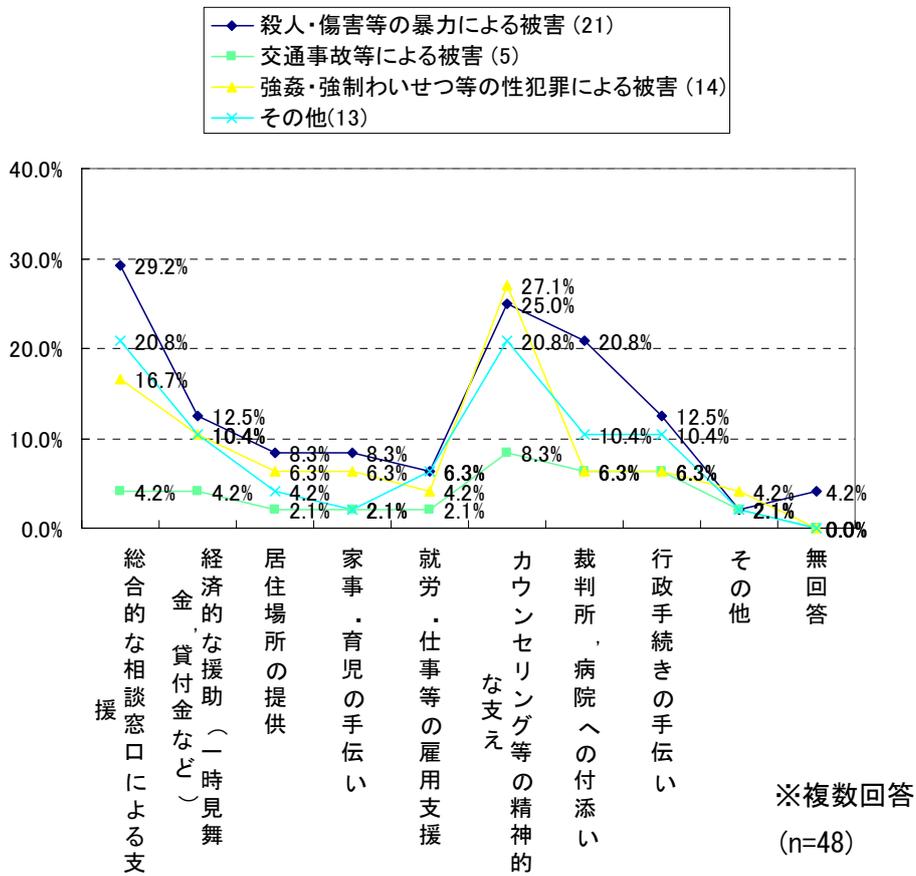


図 2-3-2-5 被害種による必要とした支援

犯罪被害からの経過年数による必要とした支援については、犯罪被害種別と同じく、全体的に「総合的な相談窓口」と「カウンセリング等の精神面でのケア」の割合が高い。被害から7年以上が経過した回答者に関しては、「経済的困窮」とした回答者については、0%と全く経済的な支援は必要としていないことが分かる。

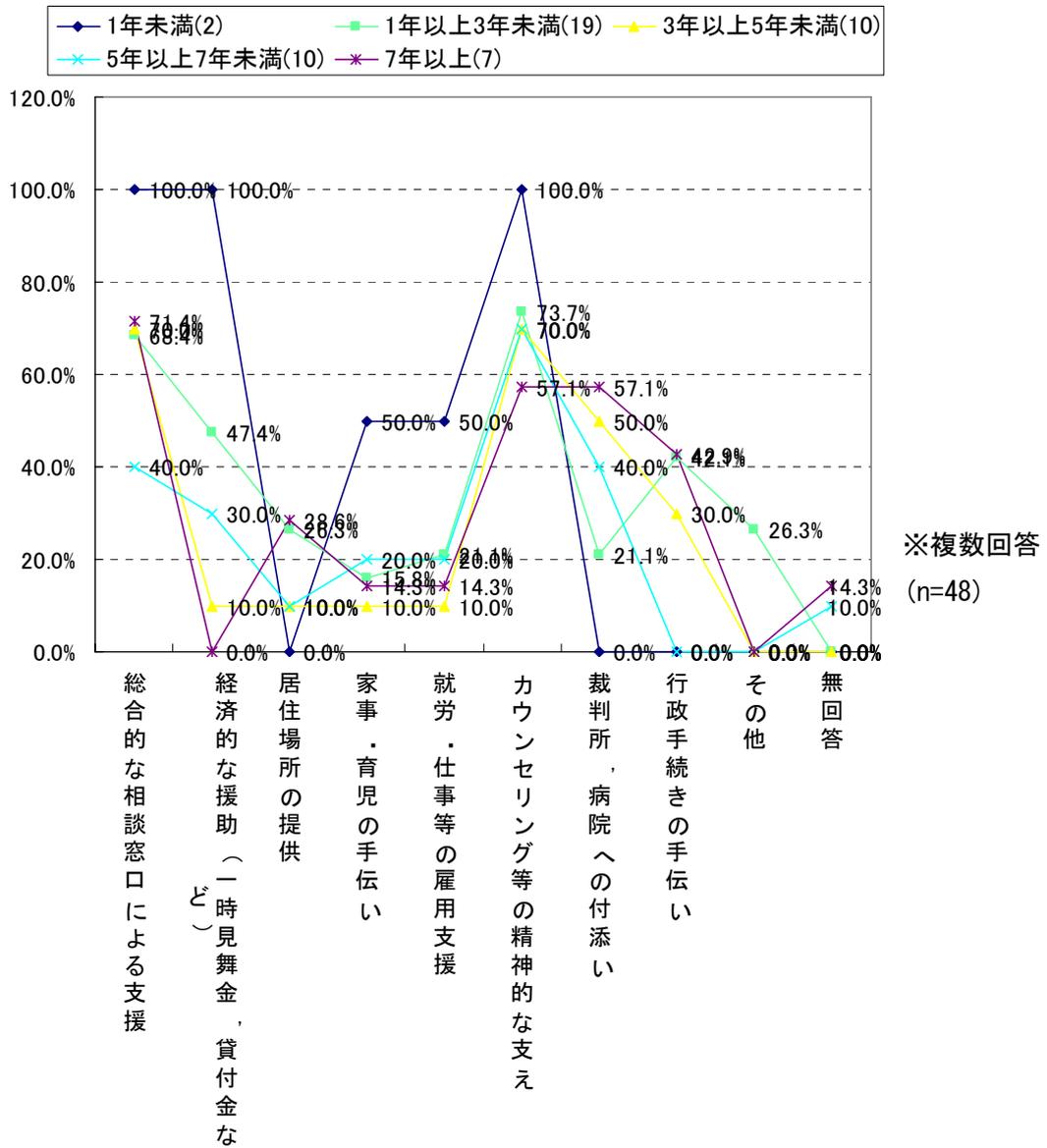


図 2-3-2-6 被害からの経過年数による必要とした支援

支援を受けた機関による必要とした支援について、他の質問項目との比較と同じく、全体的に「総合的な相談窓口」と「カウンセリング等の精神面でのケア」の割合が高く、支援を受けた機関の順も民間、警察、弁護士順となっている。

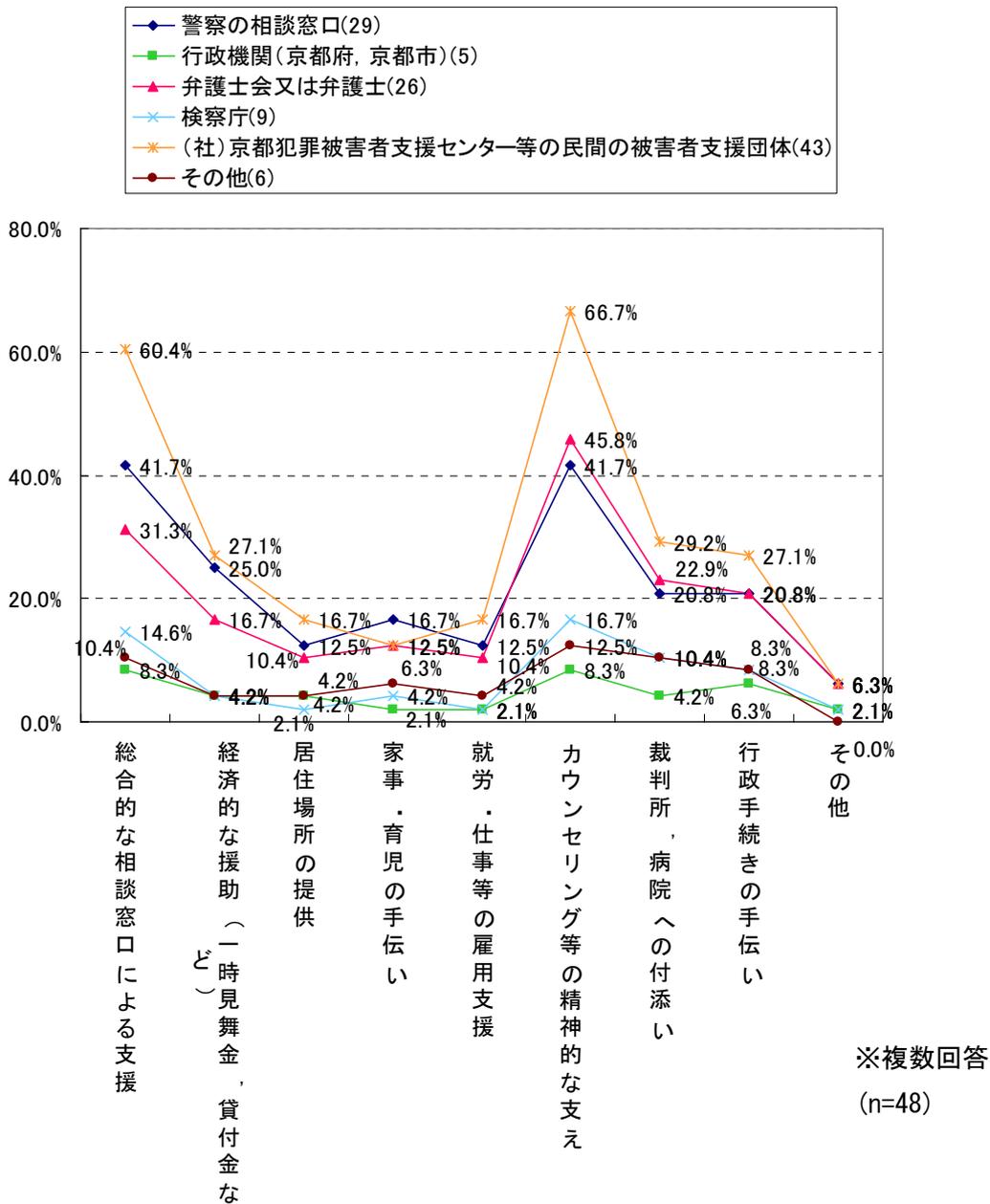


図 2-3-2-7 支援を受けた機関による必要とした支援

### 2. 3. 3 必要としたが受けられなかった支援(Q13)

必要としたが受けられなかった支援について、「総合的な相談窓口による支援」が35.4%と最も多く、次いで、「経済的な援助(一時見舞金, 貸付金など)」の31.3%、「就労・仕事等の雇用支援」の25.0%の順になっている。「カウンセリング等の精神面でのケア」や「裁判所、病院への付添い」は共に12.5%となっており、全体における割合は低くなっている。

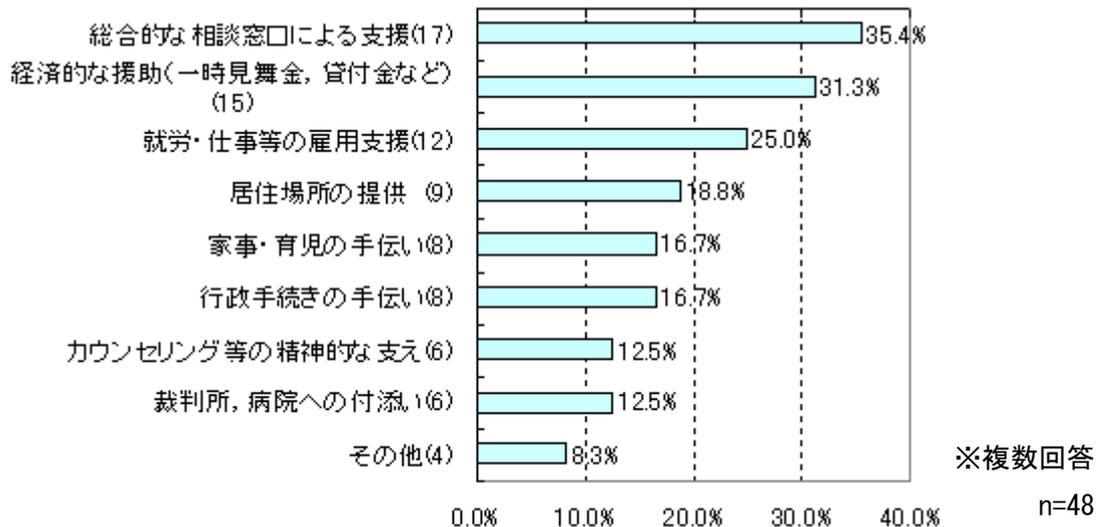


図 2-3-3-1 必要としたが受けられなかった支援

被害に遭われた方による必要としたが受けられなかった支援については、「ご自身」においては、「カウンセリング等の精神面でのケア」の割合が77.3%と最も高く、「ご家族の方」においては83.3%の「総合的な相談窓口による支援」が最も多くなっている。しかし、無回答が12人と多数いる。

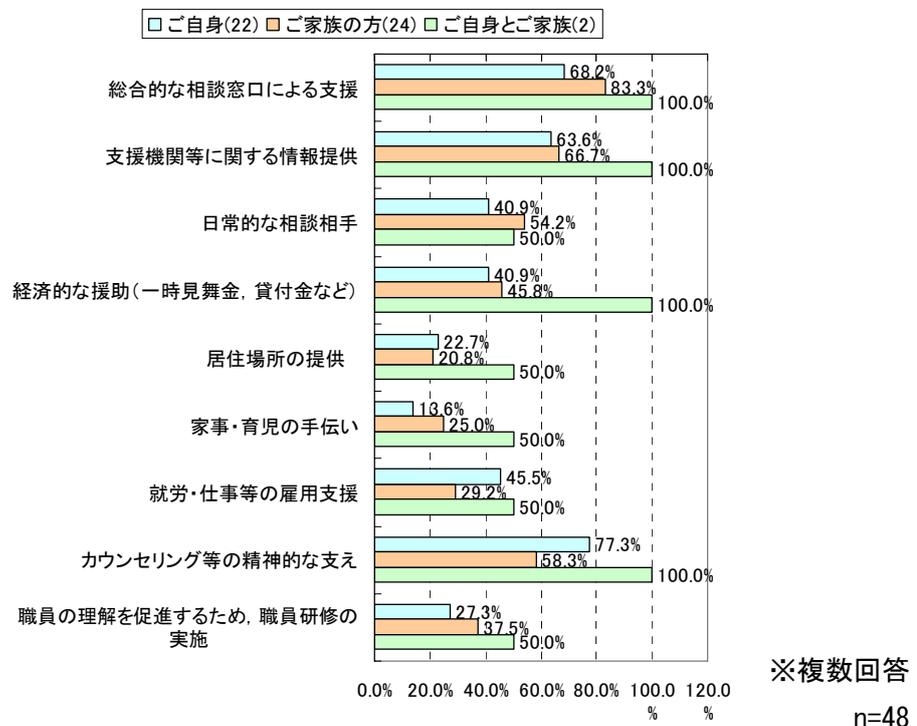


図 2-3-3-2 被害者との関係による必要としたが受けられなかった支援

性別による必要としたが受けられなかった支援については、男女共に「総合的な相談窓口による支援」が 35.5%と最も高い。男性では、これに加え、「経済的な援助」が 35.3%を同じ割合を出しており、最も高い一方で、「就労・仕事等の雇用支援」が 5.9%と最も少ない。逆に、女性では、「就労・仕事等の雇用支援」が 35.5%と最も高く、「その他」の 6.5%が最も少ない結果となっている。

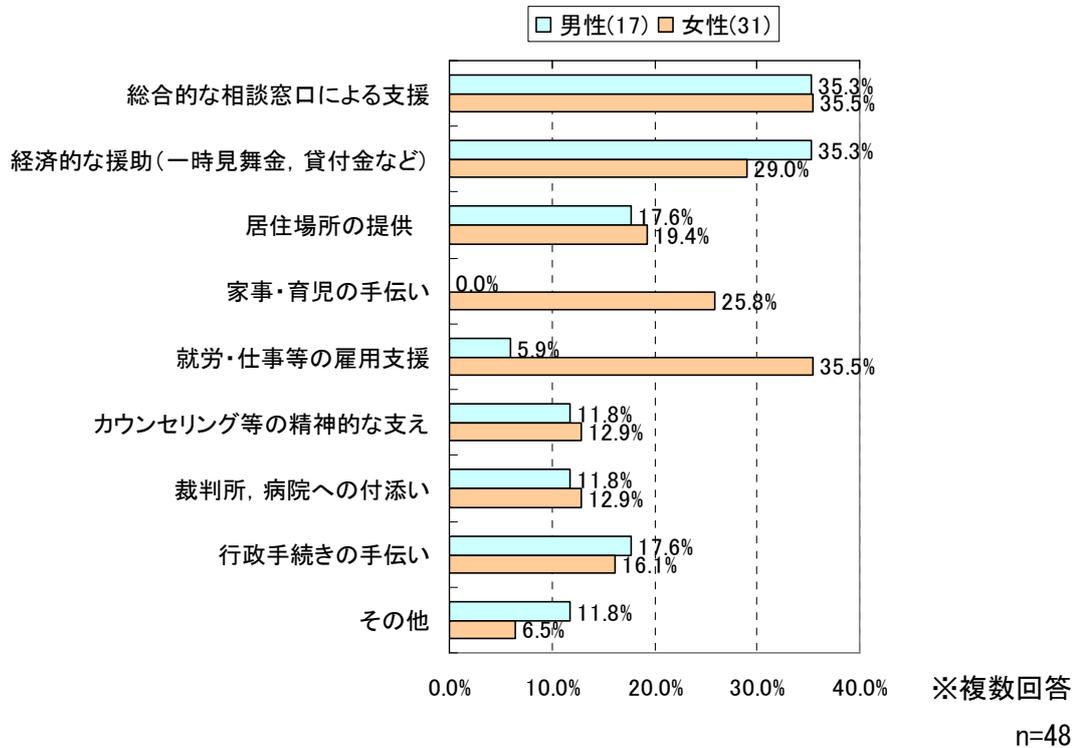
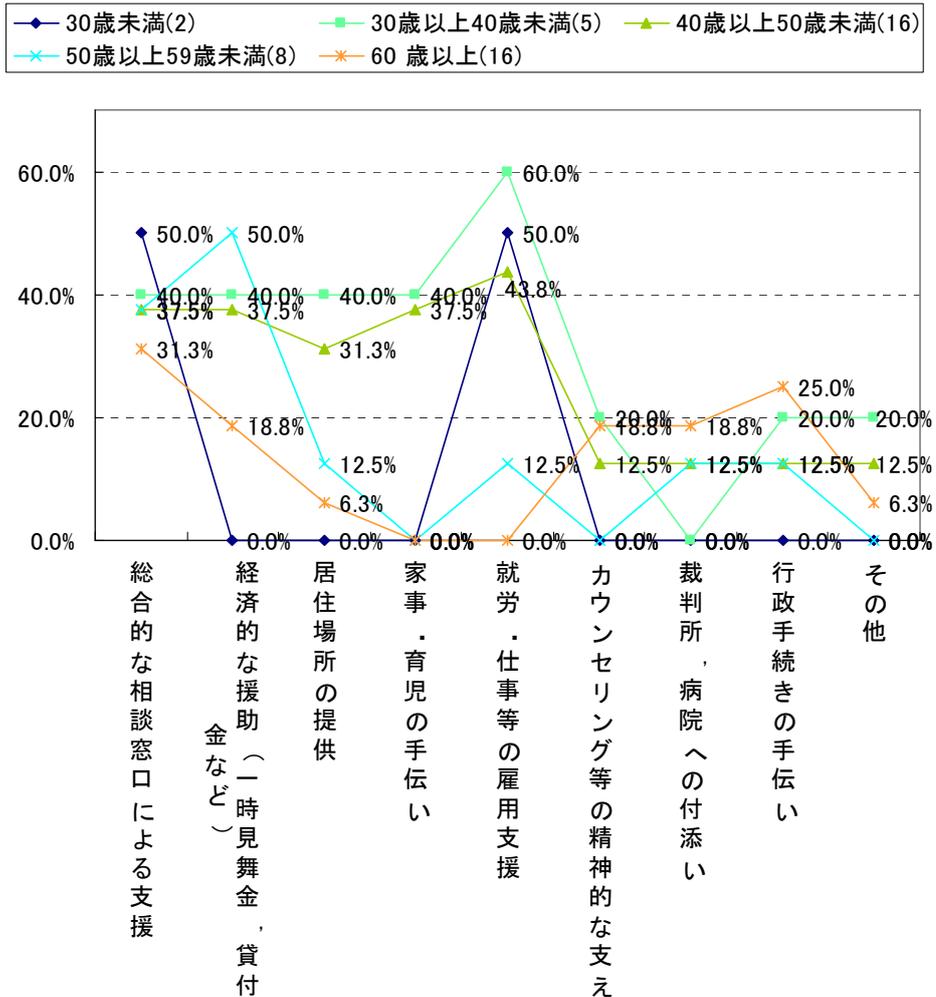


図 2-3-3-3 性別による必要としたが受けられなかった支援

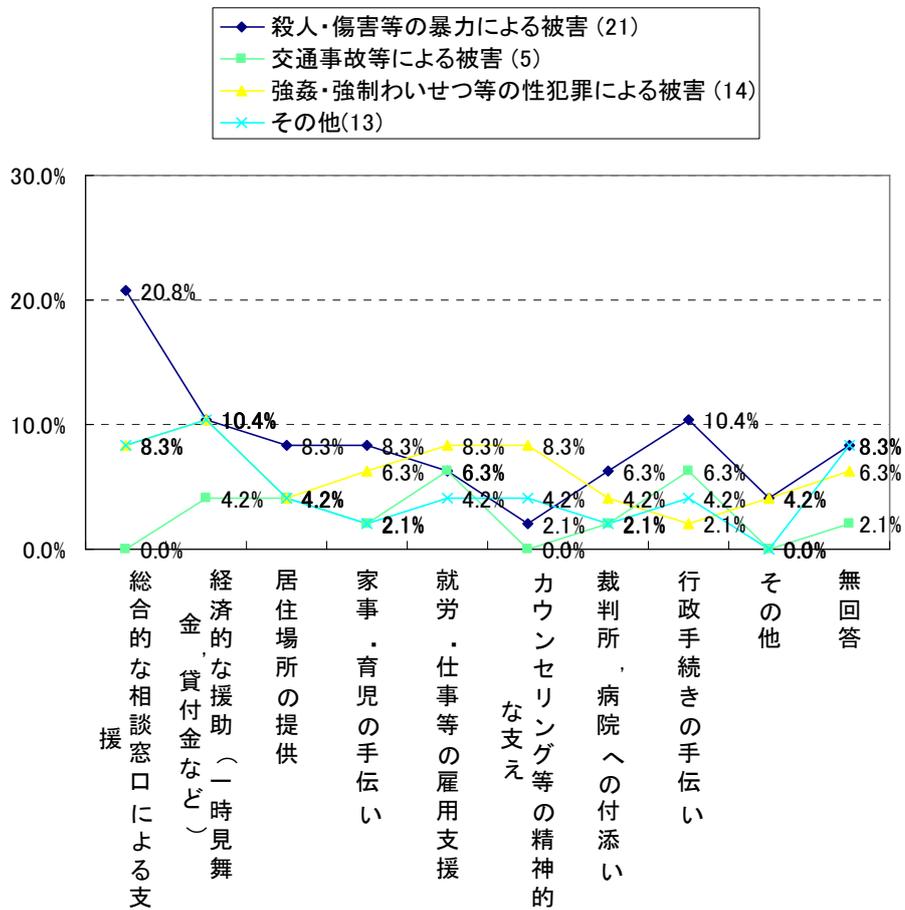
年齢別による必要としたが受けられなかった支援については、50歳以上を除く全ての年齢において、「就労・仕事等の雇用支援」が4割以上と多く、特に回答者数の少ない30歳未満を除いた40歳未満においては、6割と最も高い割合を示している。一方で、50歳以上の回答者の中では、20%以下と少なく、「就労・仕事等の雇用支援」をあまり必要としていないことが分かる。「経済的な援助」においては、50歳以上59歳未満の回答者が、5割と最も高い。全体として、全ての年齢の回答者が「総合的な相談窓口」を受けられなかった支援として高い割合を示している。



※複数回答  
n=48

図 2-3-3-4 年齢による必要としたが受けられなかった支援

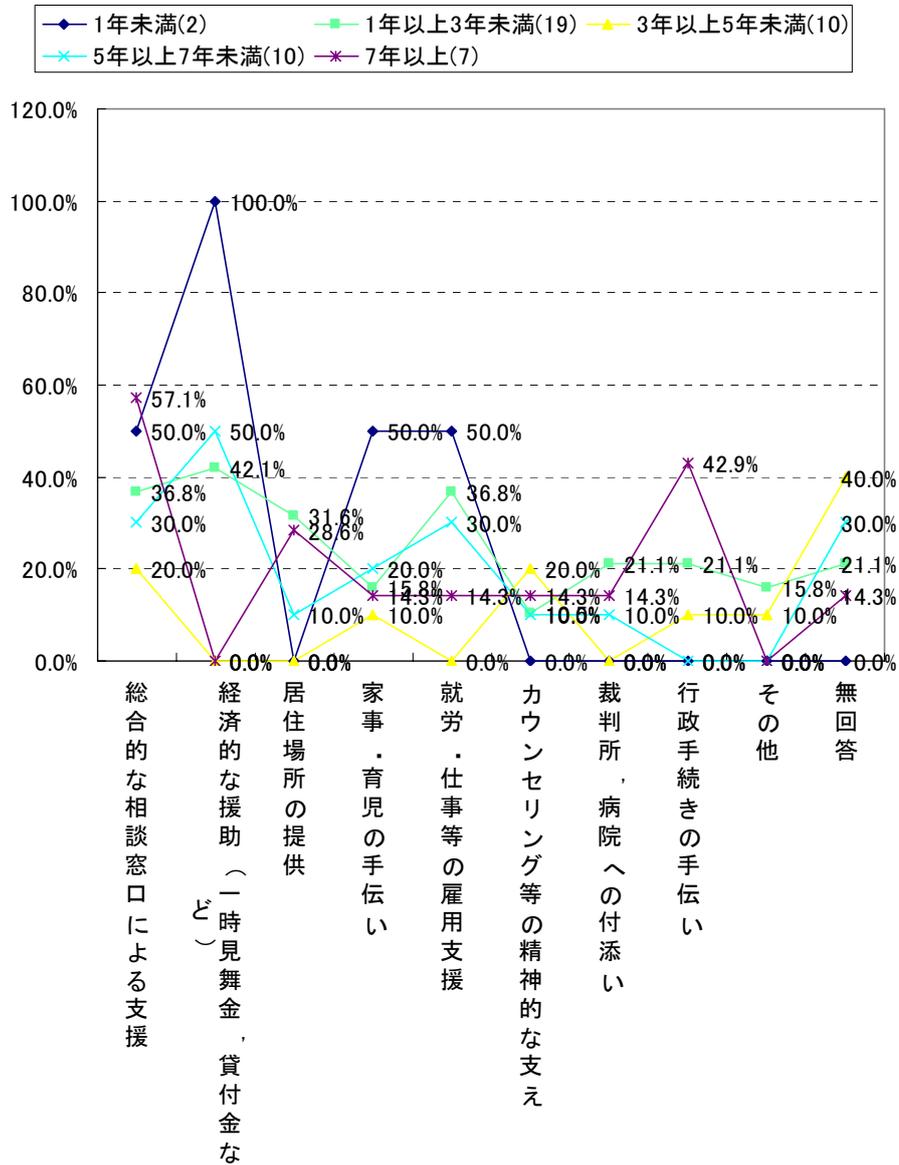
犯罪被害種別に見た必要とした支援については、交通事故等による被害を除いて、全体的に「総合的な相談窓口」と「カウンセリング等の精神面でのケア」の割合が高い。



※複数回答  
n=48

図 2-3-3-5 被害種による必要としたが受けられなかった支援

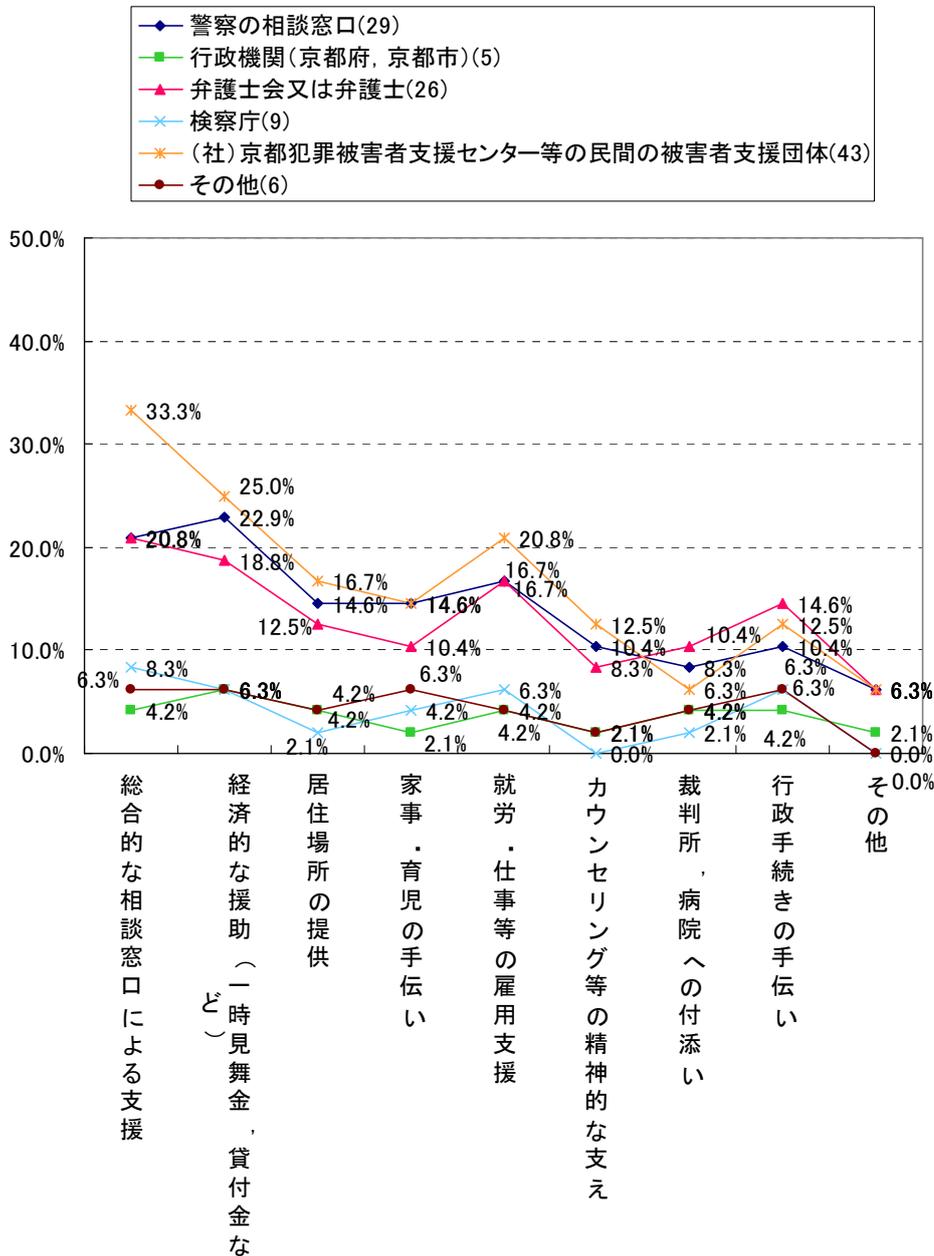
被害からの経過年数による必要としたが受けられなかった支援については、「総合的な相談窓口」の割合は全体的に高く、7年以上経過した回答者において、次に高いのは「行政手続きの手伝い」の42.9%となっており、5年以上7年未満と1年以上3年未満では「就労・仕事等の雇用支援」の30.0%、3年以上5年未満では「カウンセリング等の精神的ケア」の20.0%、1年未満では「経済的な援助」となっている。



※複数回答  
n=48

図 2-3-3-6 被害からの経過年数による必要としたが受けられなかった支援

支援を受けた機関による必要としたが受けられなかった支援については、支援を受けた期間として割合の高い上位3つの機関（「警察の相談窓口」、「行政機関」、「弁護士会又は弁護士」）においては、「総合的な相談窓口」がどの機関でも高く、総合的な相談窓口の必要性を強く示している。次いで、「経済的な支援」、「就労・仕事等の雇用支援」の順となっている。

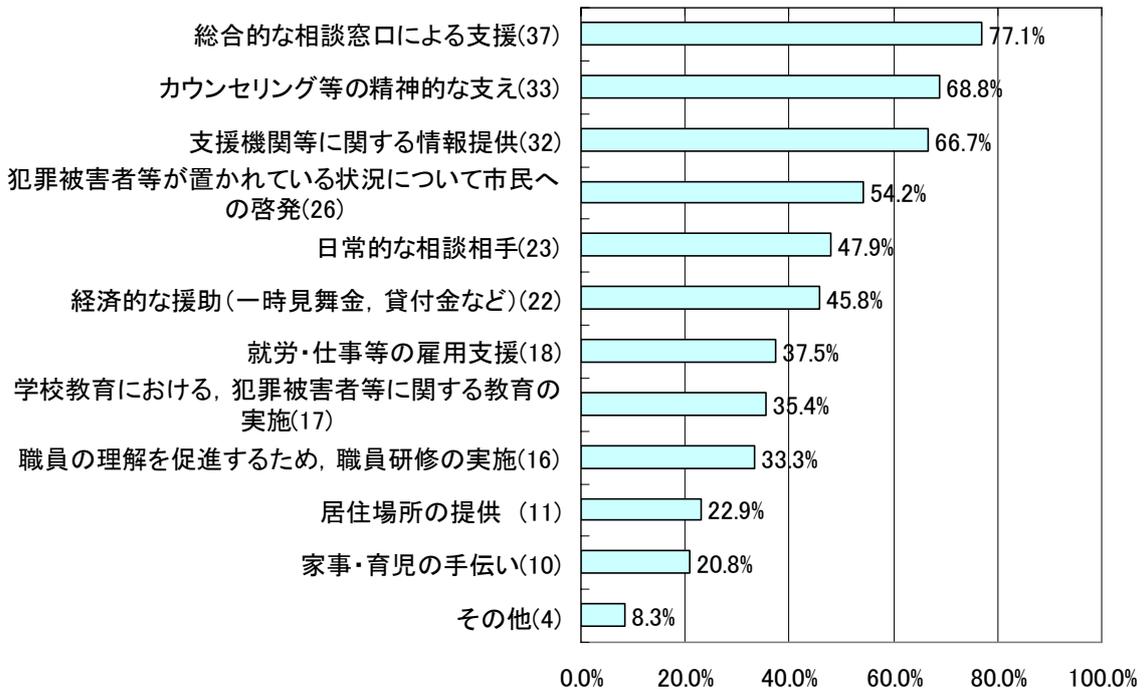


※複数回答  
n=48

図 2-3-3-7 支援を受けた機関による必要としたが受けられなかった支援

### 2. 3. 4 京都市が取り組むべき支援(Q14)

京都市が取り組むべき支援として、「総合的な相談窓口による支援」の 77.1%が最も多く、次いで、「カウンセリング等の精神的な支え」の 68.8%、「支援機関等に関する情報提供」の 66.7%の順となっている。「その他」を除き、最も少ないのは「家事・育児の手伝い」の 20.8%である。



※複数回答

n=48

図 2-3-4-1 京都市が取り組むべき支援

犯罪に遭われた方による京都市が取り組むべき支援としては、回答者が「ご自身」の場合、「カウンセリング等の精神的な支え」が77.3%と最も高く、次いで、「総合的な相談窓口による支援」の68.2%となっている。回答者が「ご家族の方」においては「総合的な相談窓口による支援」が83.3%と最も高く、次いで、「支援機関等に関する情報提供」と「犯罪被害者が置かれている状況について市民への啓発」が共に66.7%となっている。「その他」を除く、取り組むべき支援として最も低いのは、「ご自身」では「家事・育児の手伝い」の13.6%、「ご家族の方」では「居住場所の提供」の20.8%となっている。

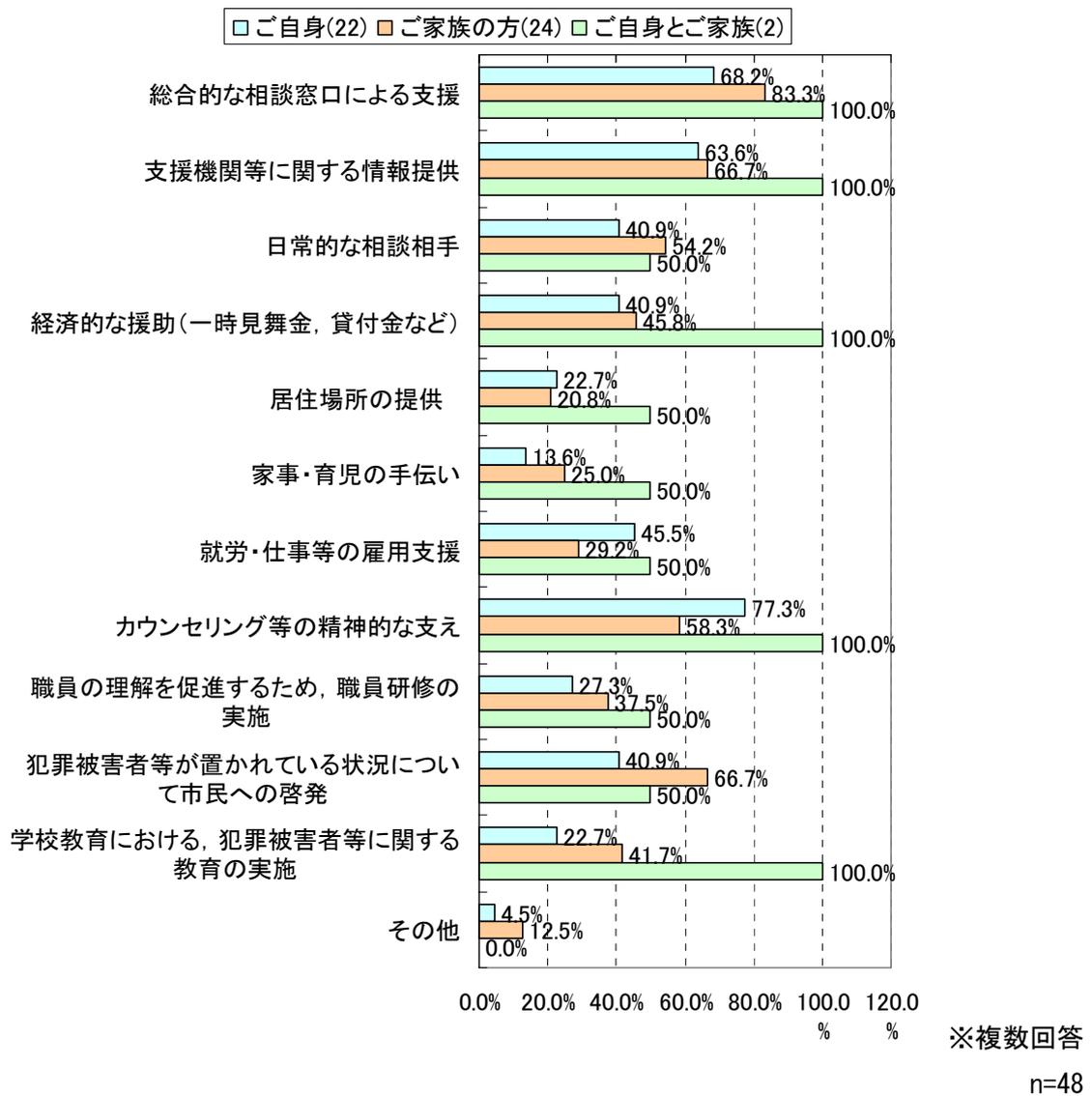


図 2-3-4-2 被害者との関係による京都市が取り組むべき支援

性別による京都市が取り組むべき支援については、男性の中では、「総合的な相談窓口による支援」の88.2%が最も高く、女性の中では、「カウンセリング等の精神的な支え」の74.2%が最も多い。次いで、男性では「支援機関等に関する情報提供」、女性では「総合的な相談窓口による支援」となっている。「その他」を除いた、取り組むべき支援として最もニーズが少ないものは、男性では、「家事・育児の手伝い」、女性では、「居住場所の提供」と「学校教育における犯罪被害者等に関する教育の実施」となっている。

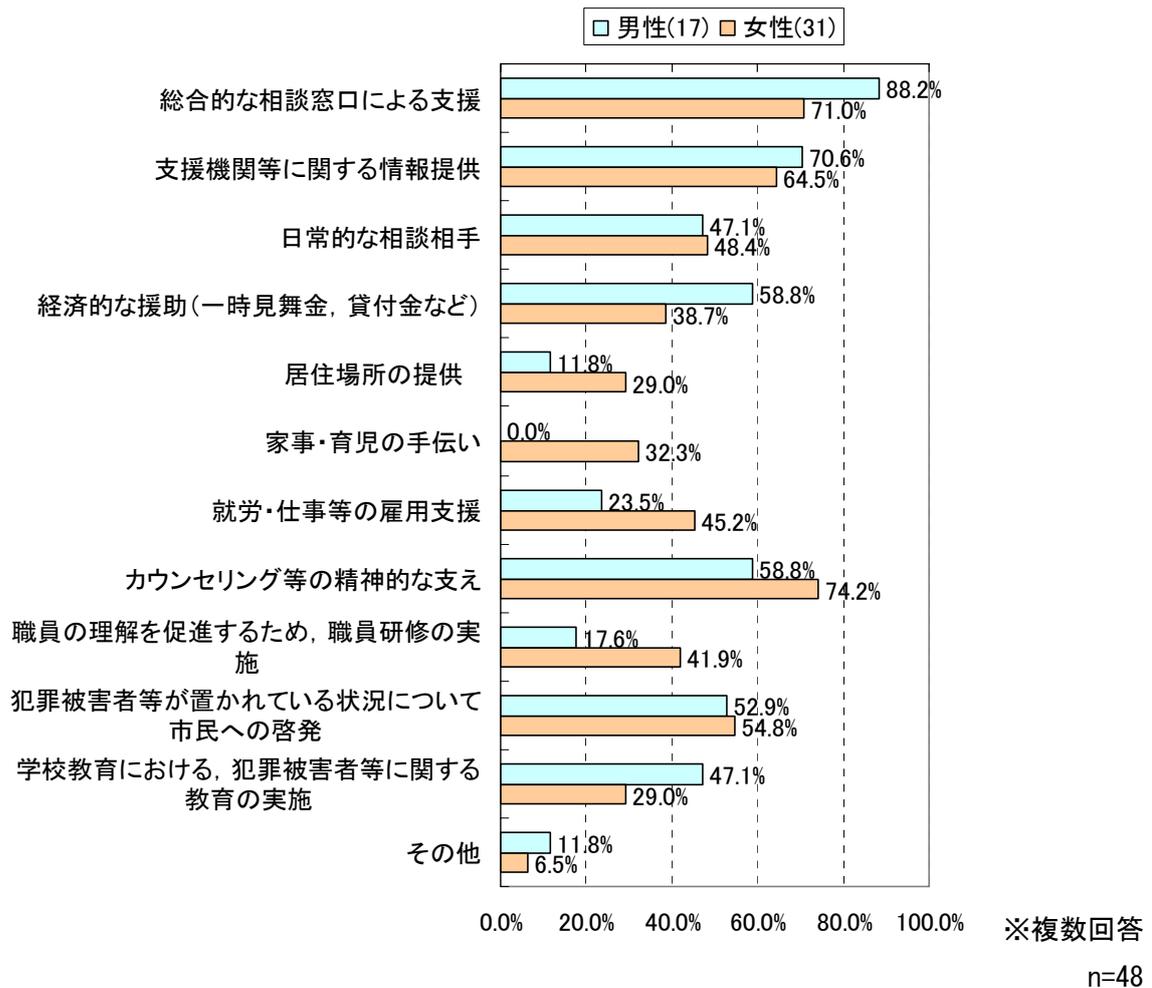
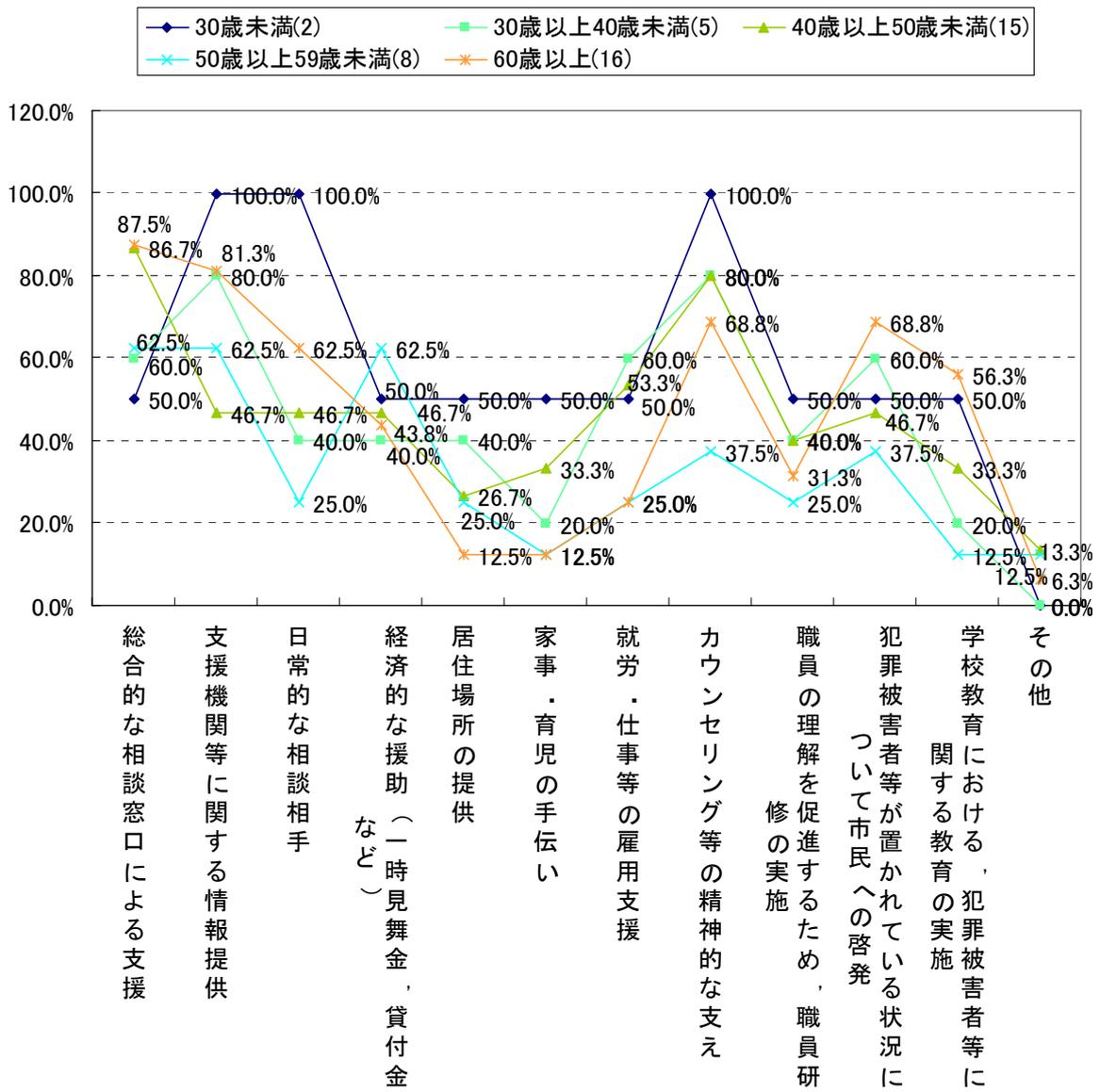


図 2-3-4-3 性別による京都市が取り組むべき支援

年齢による京都市が取り組むべき支援について、50歳以上59歳未満を除いた全ての年齢では、「カウンセリング等の精神的な支え」が高い。しかし、50歳以上59歳未満では低く、「経済的な援助」が62.5%と高い値を示している。「総合的な相談窓口による支援」は全体として高い傾向にある。60歳以上においては、これが最も高い。「家事・育児の手伝い」は全体的に低い傾向にある。

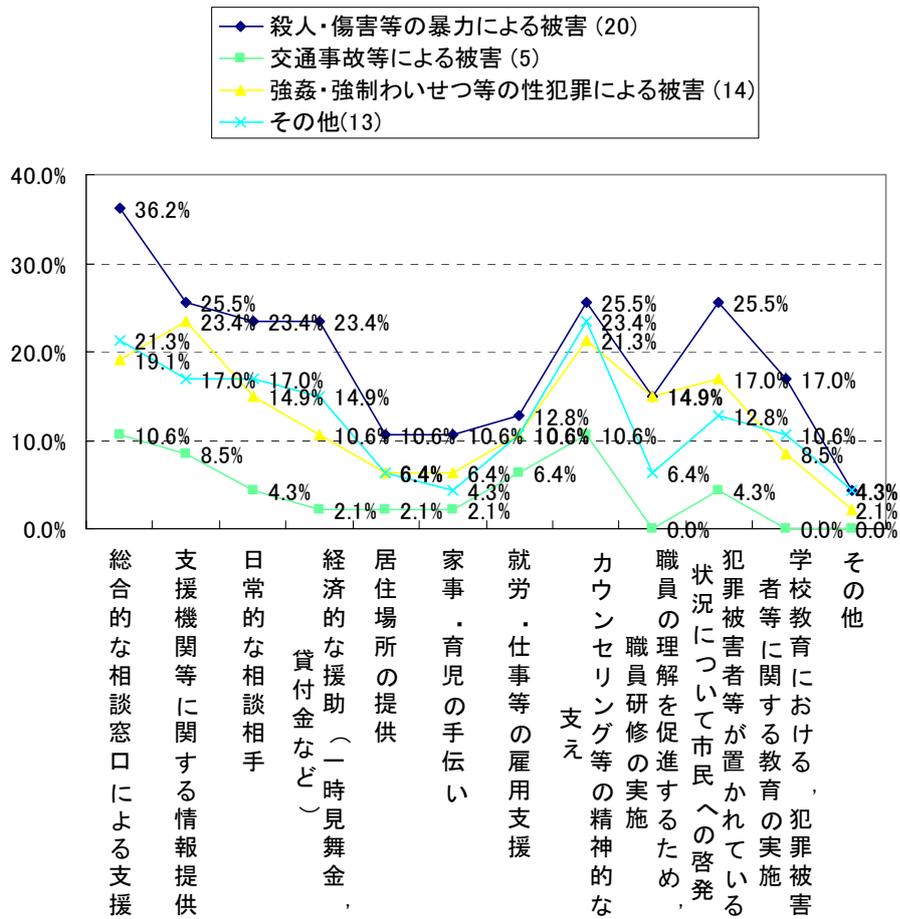


※複数回答

n=48

図 2-3-4-4 年齢による京都市が取り組むべき支援

犯罪被害種による京都市が取り組むべき支援としては、全体的に「総合的な相談窓口による支援」が最も高く、次いで、「カウンセリング等の精神的な支え」となっている。「殺人・傷害等の暴力による被害」の回答者は全体的にニーズが高く、「総合的な相談窓口による支援」や「カウンセリング等の精神的な支え」の他に、「犯罪被害者等が置かれている状況について市民への啓発」も求めている。

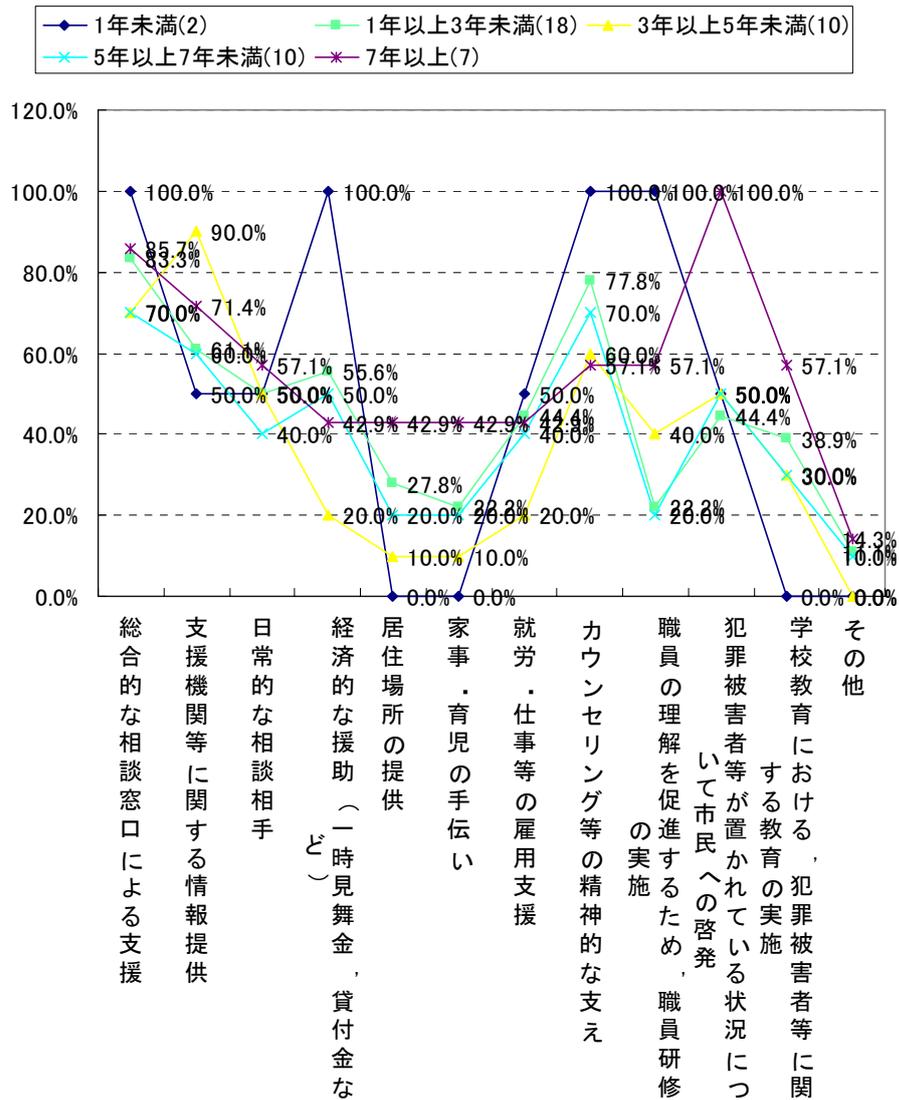


※複数回答

n=48

図 2-3-4-5 被害種による京都市が取り組むべき支援

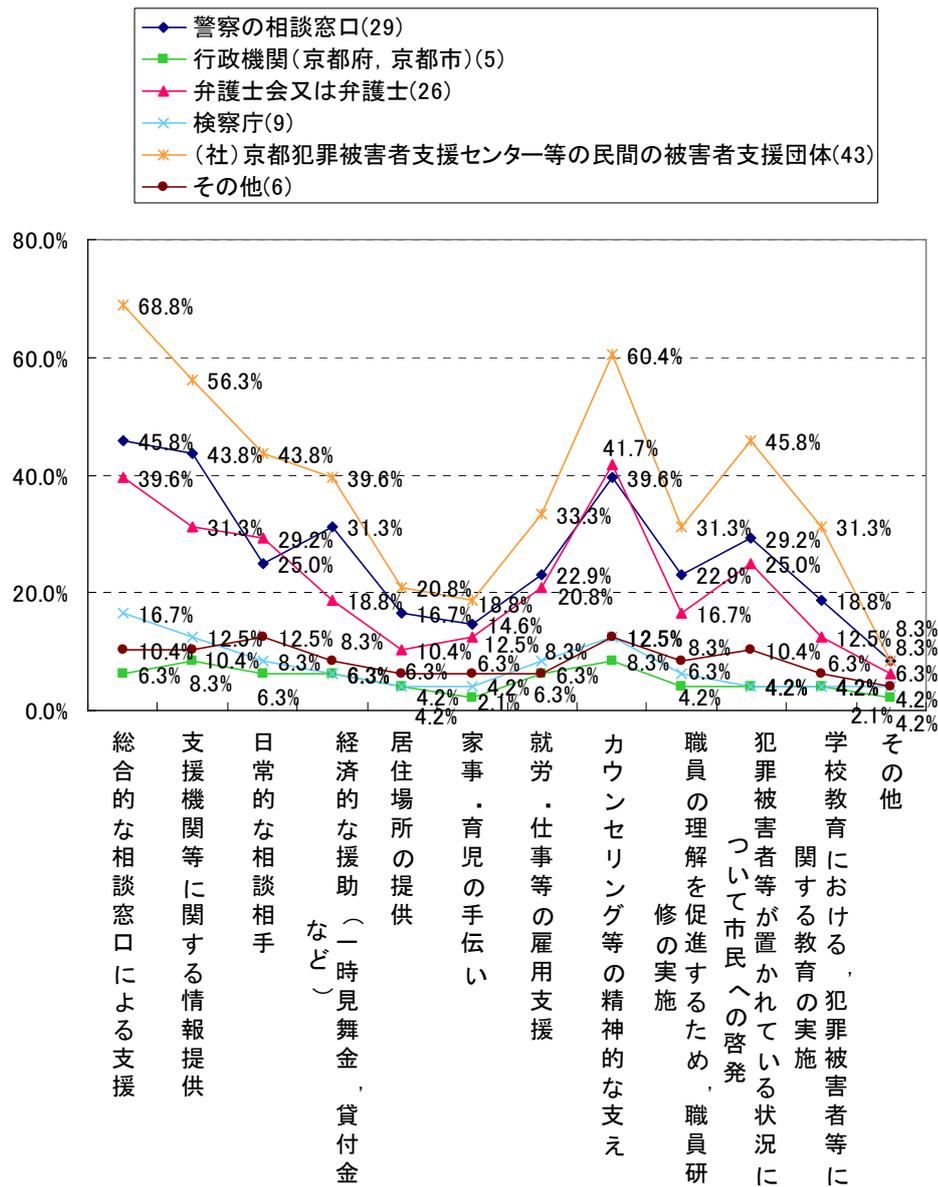
被害からの経過年数による京都市が取り組むべき支援については、全体的に「総合的な相談窓口による支援」と「カウンセリング等の精神的な支え」が約6割以上と高く求められている。7年以上経過した回答者においては、「犯罪被害者等が置かれている状況について市民への啓発」が100%と最も高い。なお、「家事・育児の手伝い」や「居住場所の提供」のニーズは全体的に少ない傾向となっている。



※複数回答  
n=48

図 2-3-4-6 被害からの経過年数による京都市が取り組むべき支援

支援を受けた機関による京都市が取り組むべき支援としては、上位3つの機関（「警察の相談窓口」、「行政機関」、「弁護士会又は弁護士」）より支援を受けた回答者に関しては、「総合的な相談窓口による支援」と「カウンセリング等の精神的な支え」が約4割以上と高く、次いで、「犯罪被害者等が置かれている状況について市民への啓発」の順となっている。「警察の相談窓口」より支援を受けた回答者は、「経済的な援助」の必要性も取り組むべき支援のひとつとしている。



※複数回答

n=48

図 2-3-4-7 支援を受けた機関による京都市が取り組むべき支援

## 2. 4 犯罪被害者及びご家族の声（自由記述）(Q15)

### ●精神的苦痛

精神的苦痛の回答者の多くが、事件又は事故前後における肉体的（事故等による怪我）、精神的变化（カウンセリングを必要とするPTSD等）だけでなく、他人からの中傷等の周囲の変化への苦しみを訴えた。また、加害者やその家族に対する怒りや恐怖の回答も多く見られた。

- ・ 他人からの中傷
- ・ ト라우マ（PTSD）
- ・ 報道による周囲の変化（噂や中傷等）
- ・ 警察官からの心無い一言、警察の適切な対応や事情聴取等における説明による心的負担
- ・ 刑務所内の加害者の様子や現住所等犯人についての情報を得られない憤り
- ・ 加害者の反省の見られない態度
- ・ 加害者が近所に住み続けることへの不安
- ・ 事故又は事件の遭った場所からの転居の希望に対する金銭面での実現の難しさ
- ・ 外出困難や人間関係の構築の難しさ等の無気力状態
- ・ 身体的な傷に対する不安

### ●経済的苦痛

医療費や裁判費用に加えて、裁判の傍聴や警察による事情聴取等で困難となる就労状況が被害者に多大な苦痛を与えている。なお、事件後に転居をしたくても仕事や住宅ローン等の都合で難しい現状もある。

- ・ 入院や通院等の医療費、通院のための交通費等の出費
- ・ 葬儀費用、弁護士費用等の多くの出費を加害者側に負担できないことへの怒り
- ・ 精神的・肉体的ダメージによる長期間の欠勤で激減する収入
- ・ 裁判の傍聴や警察による事情聴取、カウンセリング等による就労困難や辞めざるを得ない状況
- ・ 事件事故による住宅価値の下落や住宅ローンによる転居の難しさ
- ・ 子供の学費への不安
- ・ 犯罪被害者支援金について、手続きまでの時間や金額等の問題

### ●制度的苦痛

賠償責任の緩さや無料で提供される弁護士等による加害者側を優遇した法律の仕組みに憤りを感じた回答が多い結果となった。また、警察の捜査等に関する不信の声もあった。なお、少年法に対する不満も挙げられた。

- ・ 加害者の両親や兄弟に賠償責任のない法律
- ・ 被害者側は弁護士費用がかかるが、加害者側には弁護士を国が無料で提供する矛盾への憤り
- ・ 加害者が未成年又は精神疾患の場合、減刑される法律の仕組み
- ・ 入院費用等を加害者側に負担できる制度がない
- ・ カウンセラー（精神科）は金銭的な補助を受けることができるが、セラピストにはない

- ・ 警察の捜査への疑問
- ・ 罪を犯した加害者が控訴・上告できる裁判の制度
- ・ 平日の昼間に行われる警察の事情聴取

●犯罪被害者及びご家族が、京都市に求める取り組み

京都市に求める取り組みとしては経済的支援だけでなく、弁護士等との話し合いや手続きのための第三者による代行、国だけでなく民間の犯罪被害者支援団体の存在の啓発行動が多く、挙げられた。

- ・ カウンセリング等の支援
- ・ 病院の介助
- ・ 事件後すぐに相談・助言のできる支援の提供や機関の紹介
- ・ 弁護士、検察、裁判所との話し合いや手続き等のための第三者による代行
- ・ 市民への啓蒙
- ・ 居住場所の提供や一時見舞金、貸付金等の経済的支援
- ・ 支援できる内容を具体的に分かりやすくしたサポート体制の設置とその存在の啓発行動
- ・ 賠償金の支払期日を守らせるための管理システム

## 【資料編】

集計結果

### 調査にご協力いただいた方の概要

#### Q1 犯罪に遭われた方

ご自身	22	45.8%
ご家族の方	24	50.0%
ご自身とご家族	2	4.2%
無回答	0	0.0%
合計 N=	48	100.0%

#### Q2 犯罪に遭われた場所

京都市内	27	56.3%
京都府下	15	31.3%
その他	5	10.4%
無回答	1	2.1%
合計 N=	48	100.0%

#### Q3 性別

男性	17	35.4%
女性	31	64.6%
無回答	0	0.0%
合計 N=	48	100.0%

#### Q4 年齢

30歳未満	2	4.2%
30歳以上40歳未満	5	10.4%
40歳以上50歳未満	16	33.3%
50歳以上59歳未満	8	16.7%
69歳以上	16	33.3%
無回答	1	2.1%
合計 N=	48	100.0%

#### Q5 職業

正社員	6	12.5%
派遣・契約社員	5	10.4%
パート・アルバイト・フリーター	11	22.9%
主婦(主夫)専業	6	12.5%
公務員	1	2.1%
自営業	3	6.3%
学生	0	0.0%
無職(浪人中・求職中含む)	12	25.0%
団体職員	0	0.0%
その他	3	6.3%
無回答	1	2.1%
合計 N=	48	100.0%

Q6 被害種

殺人・傷害等の暴力による被害	21	43.8%
交通事故等による被害	5	10.4%
強姦・強制わいせつ等の性犯罪による被害	14	29.2%
その他	13	27.1%
無回答	0	0.0%
サンプル数 N=	48	110.4%

Q7 犯罪被害からの経過年数

1年未満	2	4.2%
1年以上3年未満	19	39.6%
3年以上5年未満	10	20.8%
5年以上7年未満	10	20.8%
7年以上	7	14.6%
無回答	0	0.0%
合計 N=	48	100.0%

犯罪被害者等の相談窓口について

Q8 相談した機関

警察の相談窓口	35	72.9%
行政機関(京都府, 京都市)	7	14.6%
弁護士会又は弁護士	27	56.3%
検察庁	7	14.6%
(社)京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体	38	79.2%
その他	8	16.7%
無回答	1	2.1%
サンプル数 N=	48	256.3%

Q9 実際に支援を受けた機関

警察の相談窓口	29	60.4%
行政機関(京都府, 京都市)	5	10.4%
弁護士会又は弁護士	26	54.2%
検察庁	9	18.8%
(社)京都犯罪被害者支援センター等の民間の被害者支援団体	43	89.6%
その他	6	12.5%
無回答	170	354.2%
サンプル数 N=	48	600.0%

Q10 受けた支援の内容

カウンセリング等精神面でのケア	28	58.3%
事件に関する警察からの情報提供	25	52.1%
報道関係者への対応やそのアドバイス	6	12.5%
身の回りの世話など周囲の人からの支援	9	18.8%
行政からの経済的な支援	7	14.6%
被害者団体、支援団体等からの支援	25	52.1%
裁判に関する手続についての弁護士等による支援	27	56.3%
その他	2	4.2%
いずれも受けることができていない	3	6.3%
無回答	300	625.0%
サンプル数 N=	48	900.0%

犯罪被害者等の置かれた状況及び必要な支援

Q11 被害の他に困ったこと

経済的困窮(医療費、転居費用など)	20	41.7%
仕事や就労の問題(入院等によるやむを得ない欠勤、雇用の維持など)	23	47.9%
精神的被害(周囲の人たちからの中傷や誤った励ましなど)	40	83.3%
家事、子育て、介護の問題	14	29.2%
裁判に伴う精神的・肉体的な負担	28	58.3%
その他	7	14.6%
無回答	156	325.0%
サンプル数 N=	48	600.0%

Q12 必要とした支援

総合的な相談窓口による支援	31	64.6%
経済的な援助(一時見舞金、貸付金など)	15	31.3%
居住場所の提供	9	18.8%
家事・育児の手伝い	8	16.7%
就労・仕事等の雇用支援	9	18.8%
カウンセリング等の精神的な支え	34	70.8%
裁判所、病院への付添い	17	35.4%
行政手続きの手伝い	14	29.2%
その他	5	10.4%
無回答	290	604.2%
サンプル数 N=	48	900.0%

Q13 必要としたが受けられなかった支援

総合的な相談窓口による支援	17	35.4%
経済的な援助(一時見舞金, 貸付金など)	15	31.3%
居住場所の提供	9	18.8%
家事・育児の手伝い	8	16.7%
就労・仕事等の雇用支援	12	25.0%
カウンセリング等の精神的な支え	6	12.5%
裁判所, 病院への付添い	6	12.5%
行政手続きの手伝い	8	16.7%
その他	4	8.3%
無回答	347	722.9%
サンプル数 N=	48	900.0%

Q14 京都市が取り組むべき支援

総合的な相談窓口による支援	37	77.1%
支援機関等に関する情報提供	32	66.7%
日常的な相談相手	23	47.9%
経済的な援助(一時見舞金, 貸付金など)	22	45.8%
居住場所の提供	11	22.9%
家事・育児の手伝い	10	20.8%
就労・仕事等の雇用支援	18	37.5%
カウンセリング等の精神的な支え	33	68.8%
職員の理解を促進するため, 職員研修の実施	16	33.3%
犯罪被害者等が置かれている状況について市民への啓発	26	54.2%
学校教育における, 犯罪被害者等に関する教育の実施	17	35.4%
その他	4	8.3%
無回答	327	681.3%
サンプル数 N=	48	1200.0%